

# 財政制度等審議会 財政投融资分科会

## 説明資料

(地方公共団体)

令和4年10月31日  
財務省理財局

## <目 次>

### 1. 機関の概要等

～地方公共団体向け財政融資の現状と基本的考え方～

### 2. 令和5年度要求の概要

### 3. 編成上の論点 臨時財政対策債への配分について

### 4. 財務状況把握の財務指標から見た地方公共団体の 資金繰り状況（財務総研との連携事例）

# 1. 機関の概要等

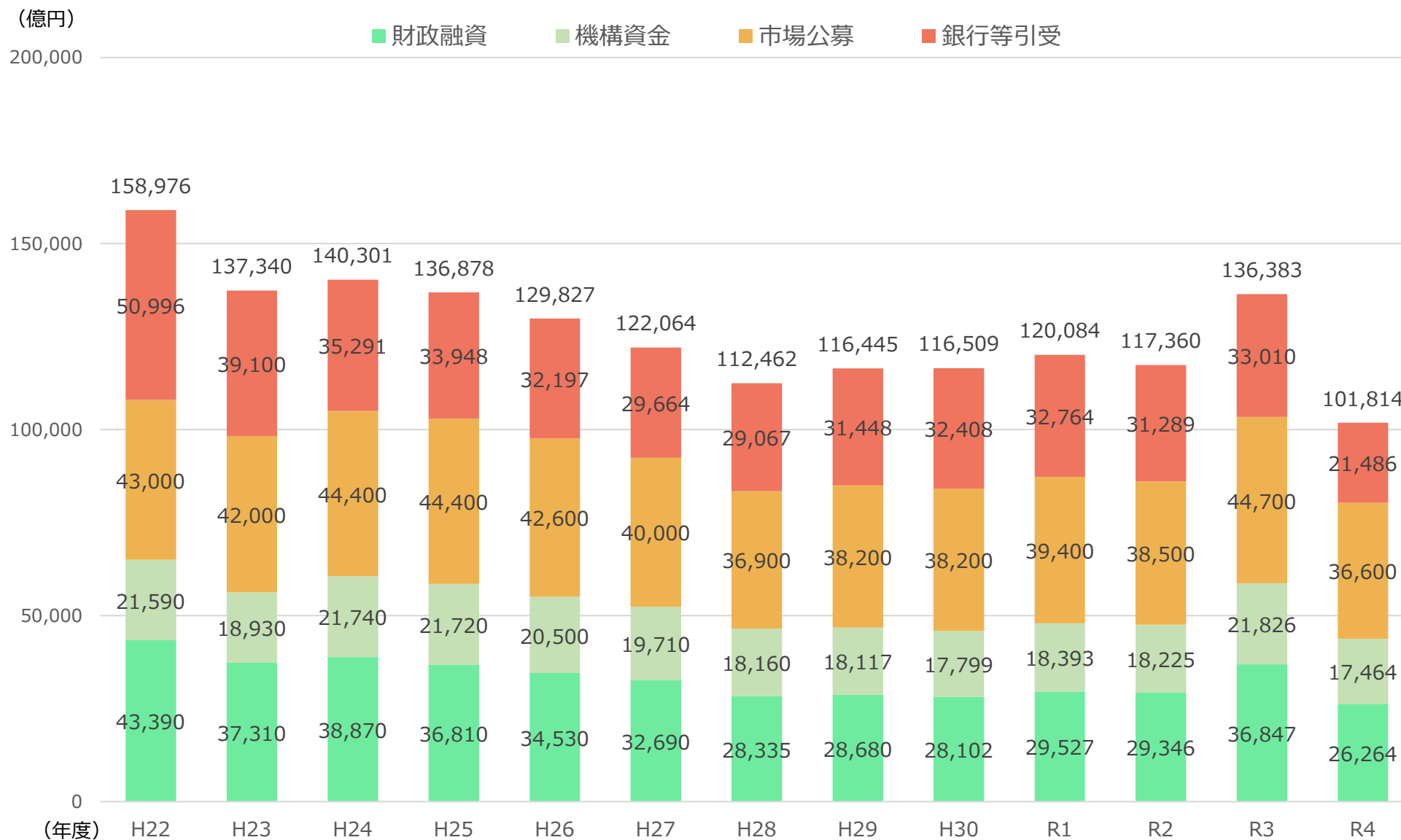
～地方公共団体向け財政融資の現状と基本的考え方～

## 2. 令和5年度要求の概要

## 3. 編成上の論点 臨時財政対策債への配分について

## 4. 財務状況把握の財務指標から見た地方公共団体の 資金繰り状況（財務総研との連携事例）

# 1-1 地方債計画額（当初）の推移（資金別）

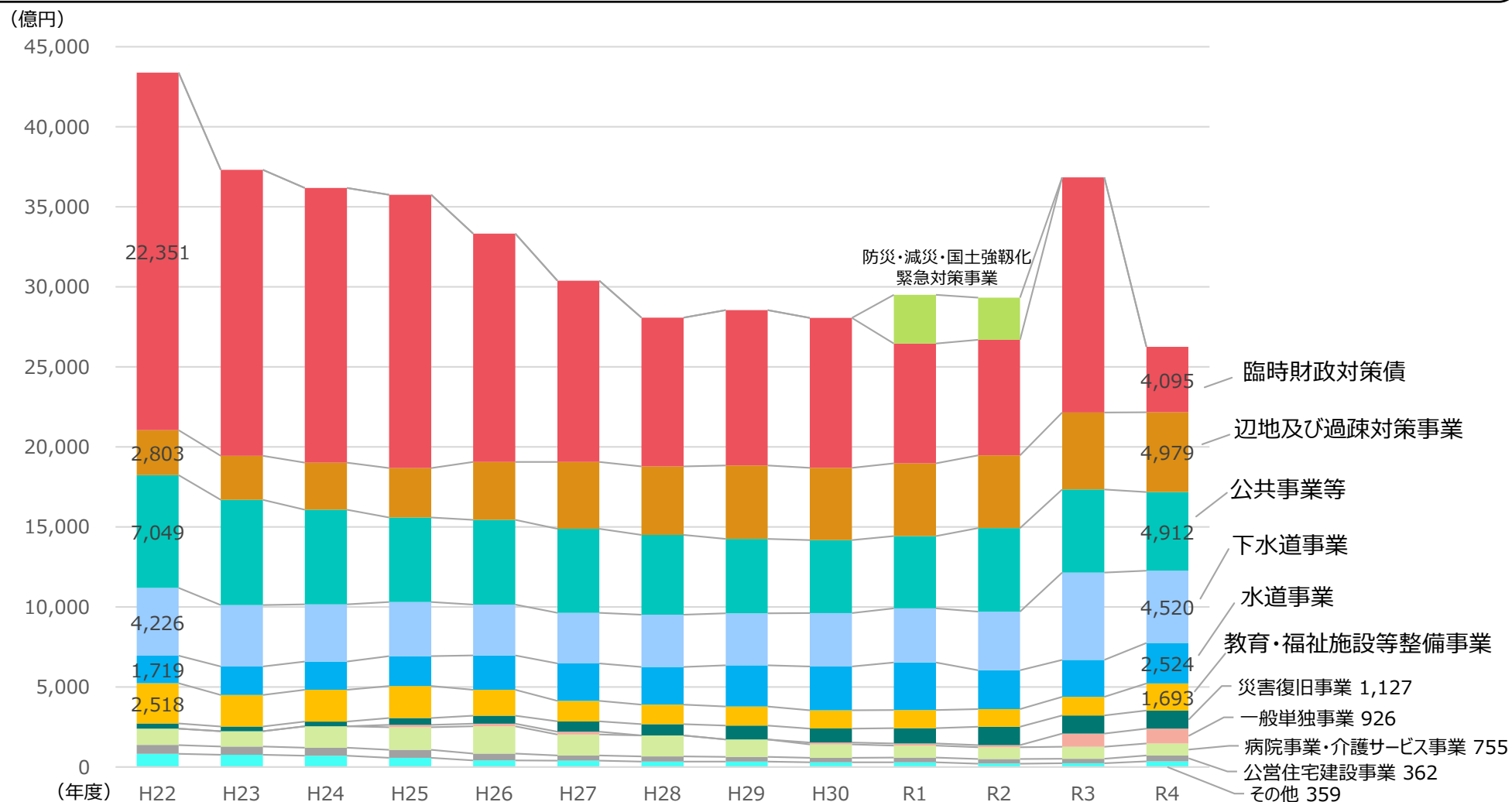


(注) 平成24年度から令和4年度は、「東日本大震災分」を含む。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

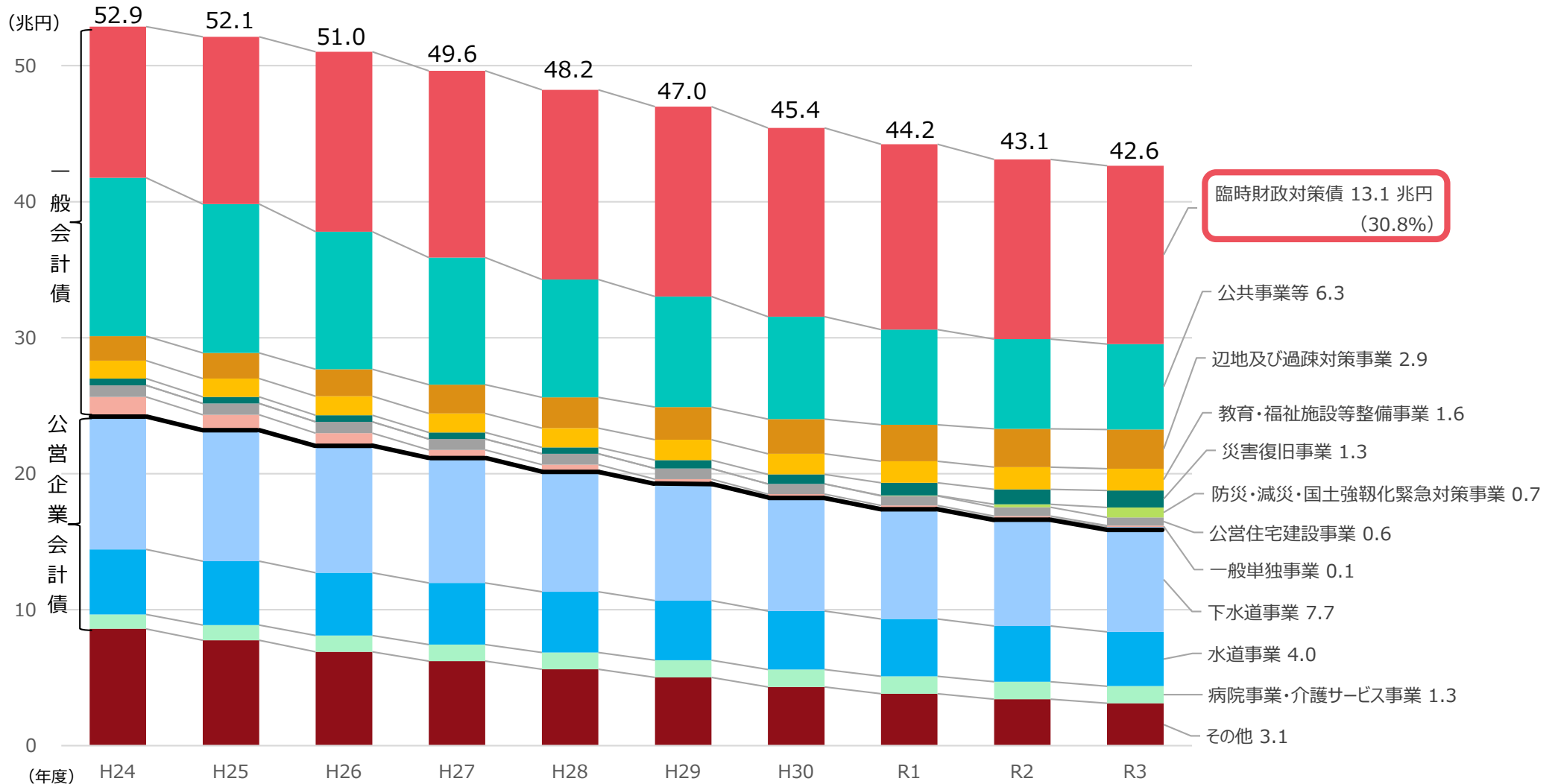
## 1-2 財政融資資金の事業別計画額の推移

○ 財政融資資金の規模は、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症による地方財政への影響を踏まえて臨時財政対策債等が増加したが、令和4年度においては折半対象財源不足の解消により臨時財政対策債の発行が抑制され、再び減少傾向に。



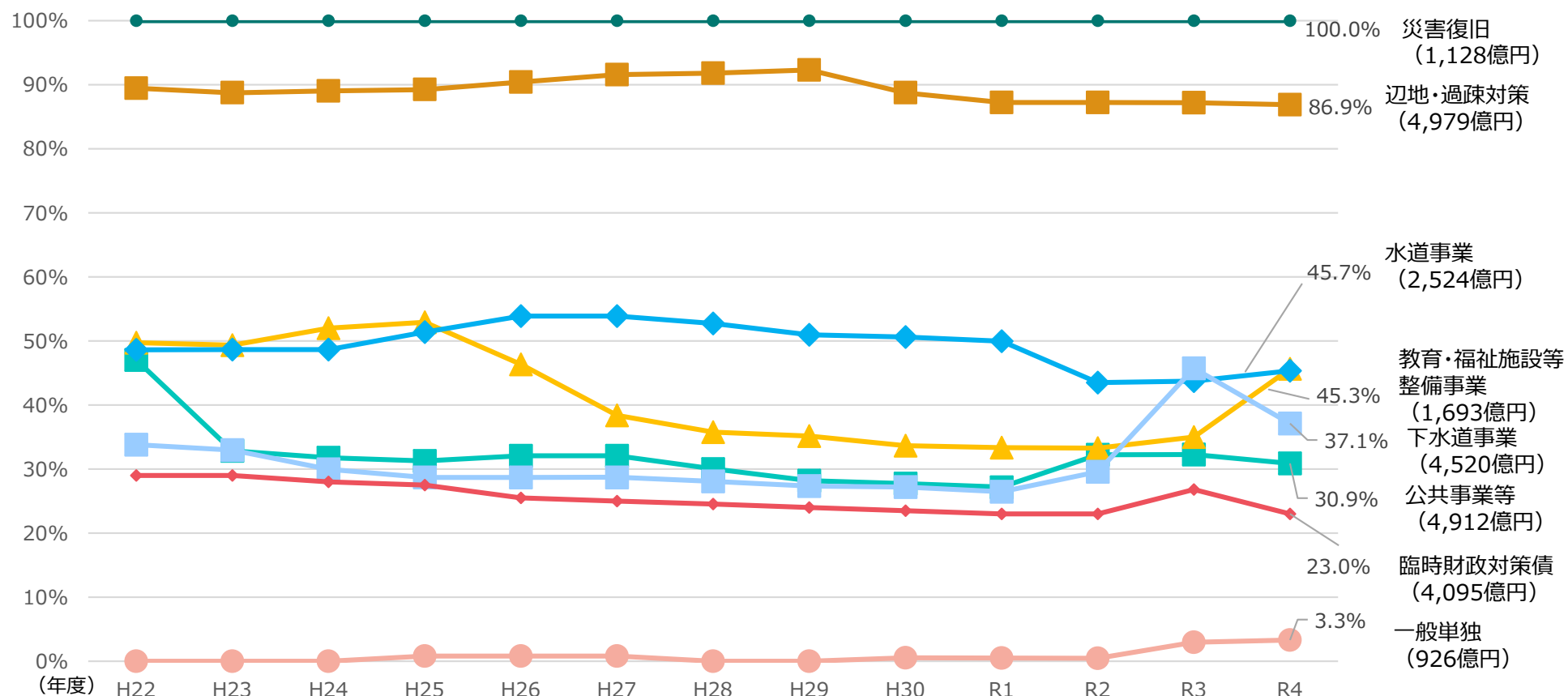
# 1-3 事業区分ごとの財政融資資金現在高の推移

○ 財政融資資金残高ベースで見ると、臨時財政対策債は残高の3割以上を占め、依然として一番高いシェアを占めている。



## 1-4 事業区分ごとの財政融資資金による引受割合の推移

- 財政融資資金は、災害復旧事業や辺地及び過疎対策事業の大半を引き受けている。
- 国の政策と密接に関係のある分野（教育・福祉施設等整備、上下水道等）については、地方公共団体の時々のニーズに柔軟に対応している。
- 臨時財政対策債の引受割合は、新型コロナウイルス感染症による影響に対応した令和3年度を除き減少傾向にある。



(注) ( ) 内の数字は、令和4年度当初計画額。「東日本大震災分」を除く。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

## 1-5 地方公共団体向け財政融資の現状と基本的考え方

- 「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」等に基づき、引き続き、地方公共団体の課題やニーズを踏まえて対応していくべきではないか。
- 実地監査や財務状況把握により、財政融資資金の償還確実性を確認するとともに、地方公共団体に対して、財務健全化や課題解決に向けた取組を支援する役割を積極的に果たすべきではないか。  
その際、地方公共団体の資金繰りに関して、深度ある分析に向け、財務総研等とも連携し学術的な成果も参考としていくべきではないか。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」 （平成18年法律第47号） （抄）

（財政融資資金特別会計に係る見直し）

第38条 財政融資資金特別会計においてその運用に関する歳入歳出を経理される財政融資資金については、その規模を将来において適切に縮減されたものとするため、同特別会計の負担において発行される公債の発行額を着実に縮減するとともに、その償還の計画を作成するものとする。

- 2 財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けについては、第7条第1項の移行の状況を見極めつつ、段階的に縮減するものとする。  
※第7条第1項…公営企業金融公庫

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月 財政投融资分科会）

財政融資資金は、民間等資金を補完するものとの位置付けを前提として、地方公共団体が行う事業のうち、

- ① 国が責任を持って対応すべき分野（一般会計債の災害復旧等）に対して、引き続き積極的に対応していく。
- ② 更に、国の政策と密接な関係のある分野（国庫補助負担事業〔一般会計債の学校教育施設等、公営企業債の下水道等〕）に対して、引き続き対応していく。
- ③ 他方、その他の分野（地方単独事業〔一般会計債の公共用地先行取得等、公営企業債の電気・ガス等〕等）については、国として関与する政策的必要性が低いことから、引き続き抑制していく。ただし、地方単独事業であっても、国が法令により実施や方法を義務付けている事業等については対応を検討する。

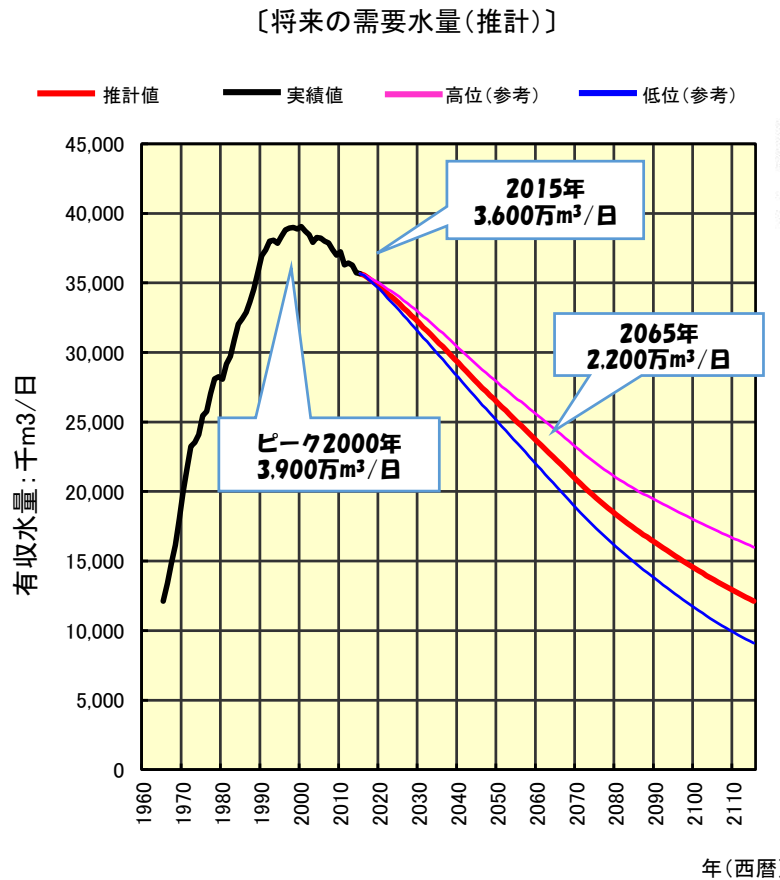
その際、一般会計債については、地方財政計画を通じて、将来の国民全体に負担が及ぶこと（交付税による国の財政負担）を踏まえ、柔軟に対応する。



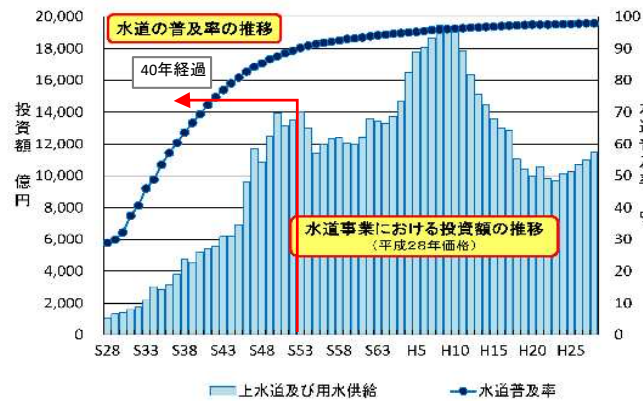
# (参考1) 上下水道等の地域インフラの維持・更新等の強化について

- 公営企業が実施する上下水道事業においては、人口減少社会の到来や節水型社会への移行を背景とした料金収入の減少が見込まれる。
- また、施設・設備の老朽化の進行に伴い、維持管理・更新費の増大が課題。

## 【水道事業】



### 〔投資額の推移〕

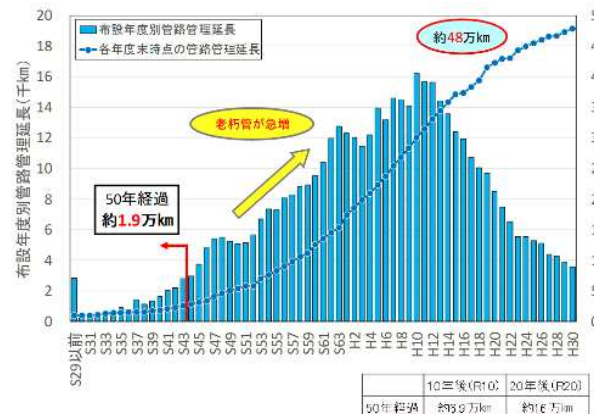


### 〔管路経年化率と管路更新率の推移〕

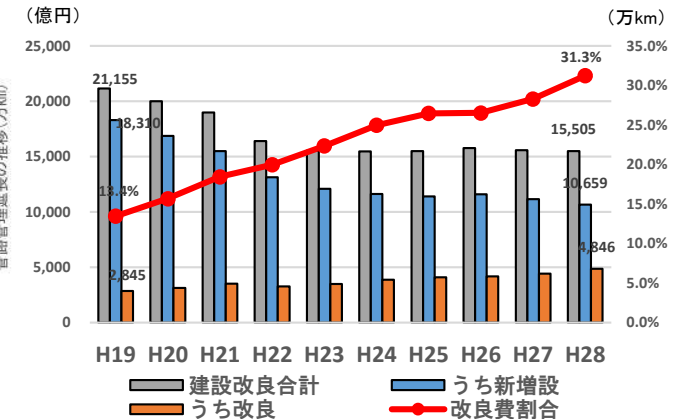


## 【下水道事業】

### 〔下水道ストックの状況〕



### 〔建設費等の推移〕



(出典)厚生労働省作成資料、国交省作成資料、総務省作成資料等

## (参考2) 令和3年度における地方公共団体に対する実地監査の実施状況

### 【実地監査の概要】

- 全国の財務局・財務事務所等の資金実地監査官等が、貸付先である地方公共団体に赴き
  - ①地方公営企業の経営状況
  - ②貸付資金の使用状況及び事業の成果を実地でチェック。
- 近年では地方公営企業の経営状況の確認に重点を置いて実施。

### ○ 公営企業の経営状況に関する実施状況

区分	企業数	財政融資資金残高	監査実施企業数(割合)	監査先残高
上水道	1,223	32,901億円	107 (8.7%)	3,314億円
下水道	2,790	76,314億円	204 (7.3%)	7,151億円
合計	4,013	109,215億円	311 (7.7%)	10,465億円

【注】本表は、全公営企業8,104先のうち、令和2年度末に財政融資貸付残高を有する上水道事業及び下水道事業(公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設)について掲載(総務省「地方公営企業年鑑」令和2年度決算値)

### ○ 貸付資金の使用状況等に関する実施状況

団体数	財政融資資金残高	監査実施団体数(割合)	監査先残高
2,350	431,017億円	148 (6.3%)	27,230億円

## (参考3) 監査を通じたアドバイス事例

## ○ 令和2年度のセミナー開催実績

## ①徳島県と四国財務局共催の「徳島県水道セミナー」の開催

課題等：徳島県では県内全市町村参加の「水道広域連携検討会」を設置し、広域化・共同化に向けた意識醸成等を実施中。四国財務局は講師を紹介し、Web会議システムを活用したセミナー開催を支援。(R3.3.19)

講師：(株)日本政策投資銀行、横浜ウオーター(株)

参加者：徳島県内市町村水道担当部門職員約30名

講演概要：徳島県内の水道事業の経営状況等を踏まえた課題等の説明、官民連携や広域化・共同化の重要性及び具体的な連携事例等の紹介、質疑応答を実施。

## ②東京財務事務所主催による「下水道経営セミナー」の開催

課題等：地方公共団体においては、下水道事業の財源確保策、徴収・検査業務などソフト面のコスト削減等が課題。東京財務事務所は個別セミナーを開催し、地方公共団体の課題解決をサポート。(R2.11.2)

講師：横浜ウオーター(株)

参加者：多摩地区3市の下水道担当及び財政部門職員約10名

講演概要：民間企業の活用、公的機関の連携・共同化等によるコスト削減・経営効率化の取組等について、他の自治体の事例を交えた講演、質疑応答を実施。

継続・拡大等

## ○ 今後の方向性

## 【セミナー等の支援拡大】

- ・県単位から地域・流域単位を対象としたセミナーの開催
- ・新型コロナに対応したWeb会議システムを活用したセミナーの提案
- ・首長等との意見交換の場を活用し、監査で把握した課題について積極的な対話を継続

## 【民間活用事例の収集・展開】

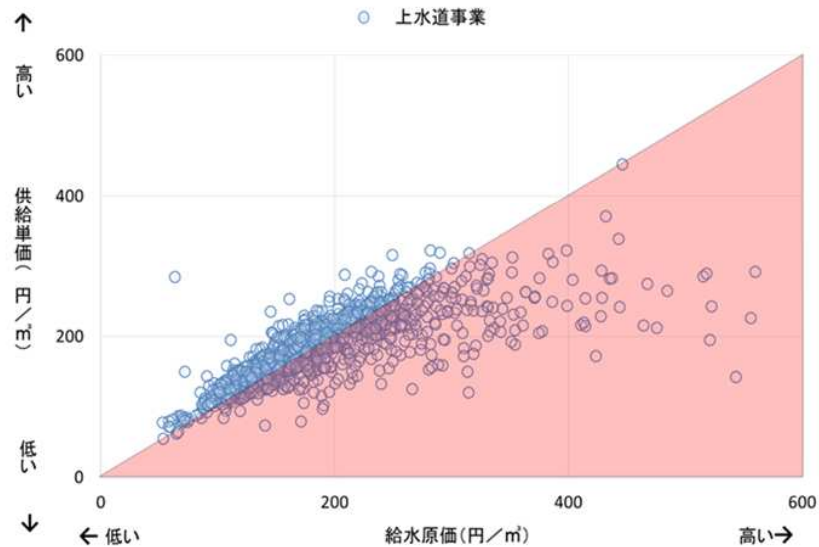
- ・民間活用による管路維持管理等における先駆的事例の把握・共有
- ・広域化・官民連携事例の収集・モニタリングを継続

# (参考4) 公営企業の経営状況①

## ○ 上水道、下水道事業の収益(縦軸)・費用(横軸)の構造

- ・上・下水道事業を単価ベースで比較すると、収支が均衡する線上において、上水道は比較的上位(黒字)に分布。
- ・下水道は施設区分により分布が異なり、①公共下水道の一部は上位(黒字)に分布しており、②特定環境保全及び③農業集落排水の殆どは下位(赤字)に分布。

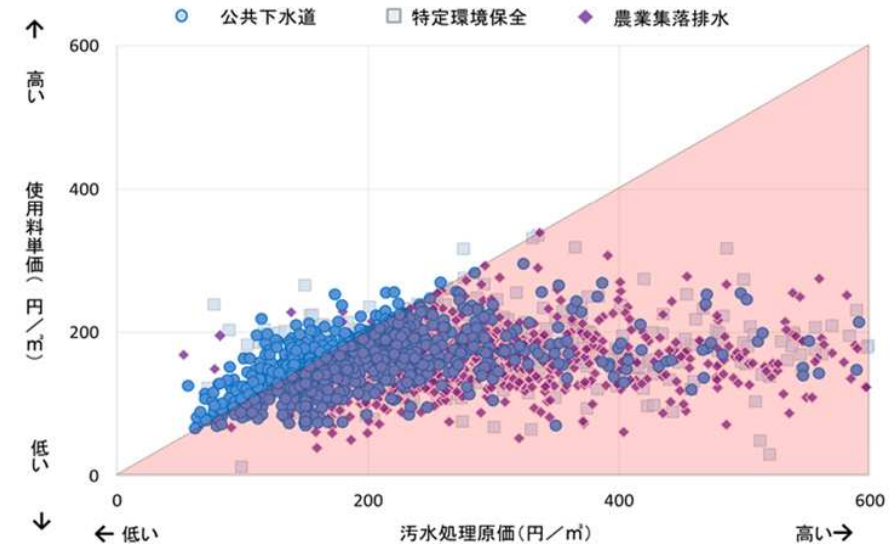
【上水道事業(料金回収率)】 料金回収率=供給単価/給水原価×100



	企業数	うち回収率100%未満企業数	割合
上水道	1,269	491	38.7%

(注)企業数は平成30年度決算統計を基に作成

【下水道事業(経費回収率(除公費負担))】 経費回収率=使用料単価/汚水処理原価(除公費負担)×100



	企業数	うち回収率100%未満企業数	割合
①公共下水道	1,174	836	71.2%
②特定環境保全	719	591	82.2%
③農業集落排水	892	832	93.3%



## (参考5) 公営企業の経営状況②

## ○ 下水道事業の施設区分別・地方公営企業法適用別の経営状況

- ・下水道事業は管渠整備や処理施設などに多額の投資を要する一方で、見合いの収益が回収できていない企業が過半数を占める状況。
- ・②特定環境保全や③農業集落排水は処理区域内人口に制限があり、人口規模の小さな事業であることから、独立採算が難しい経営環境。

		企業数	うち回収率100% 未済企業数(割合)	平均処理 区域内人口
①公共下水道	(法適用)	431	230(53.4%)	108,025人
	(法非適用)	743	606(81.6%)	29,778人
②特定環境保全	(法適用)	212	143(67.5%)	7,881人
	(法非適用)	507	448(88.4%)	4,027人
③農業集落排水	(法適用)	166	145(87.3%)	5,900人
	(法非適用)	726	687(94.6%)	3,248人

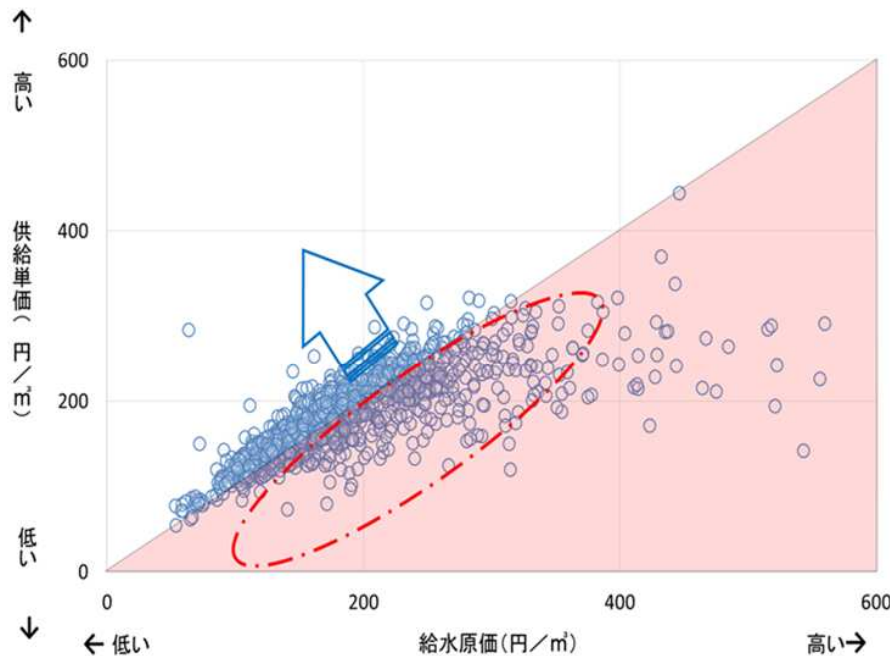
(注)特定環境保全公共下水道は、主に市街化区域外において処理対象人口が概ね10,000人以下を対象として設置される小規模な下水道。  
 農業集落排水施設は、農業振興地域内にある概ね1,000戸以下の農業集落を対象として設置される小規模な汚水・雨水処理施設。  
 地方公営企業法の非適用事業については、総務省要請により令和5年度までに法適用企業に移行予定。

## (参考6) 公営企業の経営状況③

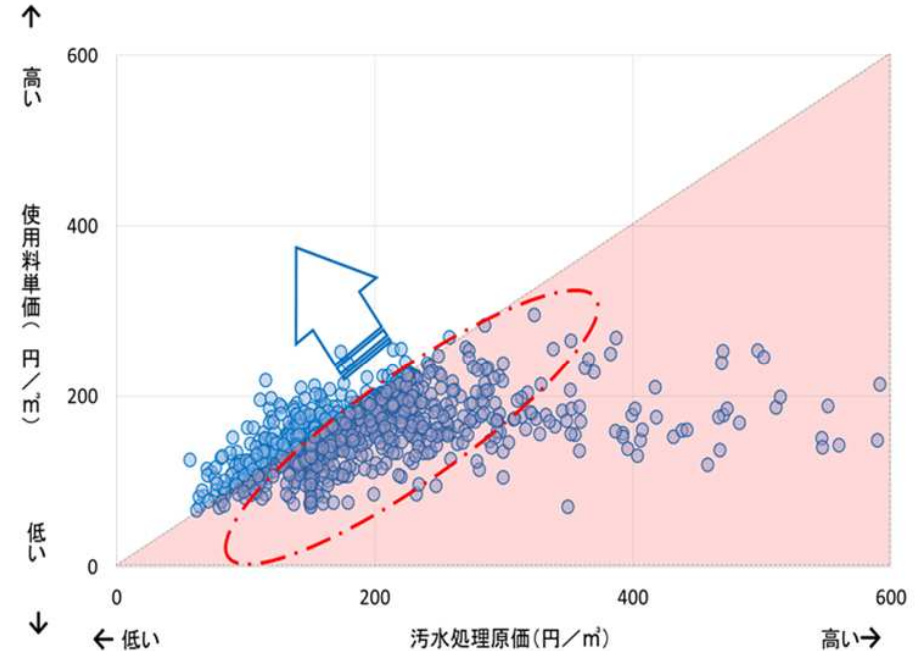
## ○ 上水道、下水道事業への今後の実地監査

- ・下水道事業のうち、特定環境保全及び農業集落排水は、小規模事業者であり、事業の性質上、団体の一般会計繰入に依存する経営が多い状況。
- ・公共下水道については、広域化や官民連携の取組などで経営改善事例あり。
- ・今後の実地監査では、上水道事業及び公共下水道事業のうち、収支均衡線上の下位付近にある企業を中心に選定。効果的なアドバイス等を実施することで、収支均衡線の上位(黒字)に移行することを地道に継続的に支援。

【上水道事業】



【下水道事業(公共下水道)】



- 財務局において、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から、毎年度、地方公共団体の財務状況把握を実施。2021年度は2019年度決算をベースに、全市区町村1,741団体のうち162団体に対しヒアリングを行った(2020年度164団体)。
- 地方公共団体の財務状況について、①「債務高水準」、②「積立低水準」及び③「収支低水準」の診断基準への該当状況を確認したところ、以下のとおり。

＜ヒアリング実施団体における診断基準への該当状況＞

ヒアリング 団体数	診断基準に該当する団体数			診断基準に 該当していない団体数	
	債務高水準	積立低水準	収支低水準		
162	55(※)	9	36	26	107

※ 複数の診断基準に該当する団体があることから、計において一致しない。

- 診断基準に該当した地方公共団体について、その要因を把握したところ、以下の事例が認められた。

財務上の留意点	主な事例
①債務高水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理や道路整備等の大規模事業の財源として地方債を発行した。</li> <li>・学校施設や公営住宅の整備などの建設事業財源として地方債を発行した。</li> </ul>
②積立低水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化会館等の地域振興施設や学校施設の整備などの大規模事業に充当するため、基金の取り崩しを行った。</li> <li>・病院事業や下水道事業の赤字の補填等のため、基金の取り崩しを行った。</li> </ul>
③収支低水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料・医療費無償化等の子育て支援の拡充や障がい者支援の拡充などにより、児童福祉費・社会福祉費等の扶助費が増加したことにより、収支が悪化した。</li> <li>・高齢化の進展に伴い後期高齢者医療事業会計及び介護保険事業会計への繰出金が増加し、収支が悪化した。</li> </ul>



## 財務状況把握の活用 ～ アドバイス機能の発揮

### [北陸財務局]

首長との意見交換の際に、市において財政健全化の集中的な取組を開始するにあたり財務状況把握を活用した研修会の開催について依頼があった。これを受け、市の管理職職員を対象に、財務状況把握の結果等を説明するとともに、類似団体や近隣団体との比較等を行いながら、課題を提示した。提示した課題に対しては、全国の活用事例を提示するなどのアドバイスを実施。



### [東北財務局]

過去の財務状況ヒアリングや財政研修会をきっかけとして、財務状況把握の分析手法が高く評価され、財務局職員が、町の財政再建に向けた有識者会議の常任委員として、第三者の立場から財政状況を客観的に説明。

⇒ 地方公共団体の財政再建の取組みに財務局が参画できる機会が増加。

## 財務状況把握の活用 ～ 団体の財務健全化事例の収集・展開

### [九州財務局]

九州財務局管内のヒアリング団体(2団体)へ、課題解決の一助となるよう他団体の好事例を提供したところ、内容の詳細を知りたいとの要望があったことから、該当団体の管轄である北陸財務局と連携し、北陸財務局管内の団体とWebをつないで、3団体での意見交換会を実施。

### [北陸財務局]

ヒアリング団体の首長の要望を受け、北陸財務局管内の他の団体とオンラインをつないで、Web勉強会を実施。

⇒ 財務局が地方公共団体同士のネットワーク構築に貢献。



# 1. 機関の概要等

～地方公共団体向け財政融資の現状と基本的考え方～

# 2. 令和5年度要求の概要

## 3. 編成上の論点 臨時財政対策債への配分について

## 4. 財務状況把握の財務指標から見た地方公共団体の資金繰り状況（財務総研との連携事例）

## 2 令和5年度要求の概要

総務省資料

### 令和5年度要求

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 当初計画額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		97,007	101,799	△4,792
(財源)	財政投融资	25,150	26,252	△1,102
	財政融資	25,150	26,252	△1,102
	自己資金等	71,857	75,547	△3,690
	地方公共団体金融機構	16,829	17,461	△632
	市場公募	33,861	36,600	△2,739
	銀行等引受	21,167	21,486	△319

(注) 額については、令和5年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。

また、「東日本大震災分」に係る地方債計画については、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額について、その全額を公的資金で確保を図ることとし、別途策定するものとしている。

なお、令和4年度計画額及び令和5年度要求額は、令和4年度の「通常収支分」に係る地方債計画及び令和5年度の「通常収支分」に係る地方債計画（案）の額であり、「東日本大震災分」を加えた令和4年度当初計画の総額及び財政融資資金の額は101,814億円及び26,264億円である。

## (参考1) これまでの地方公共団体向け財政投融资要求の経緯

(単位：億円)

	要求		決定	
	地方債計画(案)額	うち財政融資資金	地方債計画額	うち財政融資資金
平成22年度	156,288	43,500	158,946	43,390
平成23年度	154,583	42,200	137,340	37,310
平成24年度	140,832	38,400	135,396	36,188
平成25年度	134,554	36,000	133,708	35,759
平成26年度	133,923	35,900	128,301	33,333
平成27年度	128,027	33,300	119,242	30,381
平成28年度	115,822	29,500	112,082	28,076
平成29年度	121,366	30,300	116,257	28,545
平成30年度	121,479	29,800	116,456	28,066
令和元年度	117,921	28,400	120,056	29,507
令和2年度	121,105	29,748	117,336	29,326
令和3年度	154,004	42,494	136,372	36,839
令和4年度	114,324	29,686	101,799	26,252
令和5年度	97,007	25,150		

(注) 平成24年度から令和5年度は、「東日本大震災分」を除いた額を計上。

(参考) 財政融資資金の実行状況(資金年度ベース)

(単位：億円)

年度	当初計画	改定	実績
平成22年度	43,390	45,490	39,658
平成23年度	37,310	46,410	36,735
平成24年度	38,870	44,738	39,085
平成25年度	36,810	42,577	36,635
平成26年度	34,530	36,620	32,766
平成27年度	32,690	35,248	30,901
平成28年度	28,335	36,443	31,317
平成29年度	28,680	32,407	28,715
平成30年度	28,102	34,560	30,415
令和元年度	29,527	36,185	30,467
令和2年度	29,346	43,350	33,399
令和3年度	36,847	44,587	37,994

(注) 1 平成24年度から令和3年度は、「東日本大震災分」を含めた額を計上。

2 令和3年度の実績は、翌年度繰越額を含めた額を計上。

# (参考2) 令和5年度地方債計画(案)

【通常収支分】 (単位: 億円、%)

項 目	令和5年度 計画額(案)(A)	令和4年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B)(C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,905	15,905	0	0.0
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	-	-	-	-
3 公営住宅建設事業	1,090	1,090	0	0.0
4 災害復旧事業	1,127	1,127	0	0.0
5 教育・福祉施設等整備事業	3,707	3,707	0	0.0
(1) 学校教育施設等	1,454	1,454	0	0.0
(2) 社会福祉施設	367	367	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	807	807	0	0.0
(4) 一般補助施設等	542	542	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
6 一般単独事業	28,013	28,013	0	0.0
(1) 一般	2,411	2,411	0	0.0
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	5,500	5,500	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	5,220	5,220	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
7 辺地及び過疎対策事業	5,730	5,730	0	0.0
(1) 辺地対策	530	530	0	0.0
(2) 過疎対策	5,200	5,200	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	56,717	56,717	0	0.0

二 公営企業債				
1 水道事業	5,566	5,566	0	0.0
2 工業用水道事業	300	300	0	0.0
3 交通事業	1,963	1,963	0	0.0
4 電気事業・ガス事業	288	288	0	0.0
5 港湾整備事業	689	689	0	0.0
6 病院事業・介護サービス事業	4,193	4,193	0	0.0
7 市場事業・と畜場事業	379	379	0	0.0
8 地域開発事業	840	840	0	0.0
9 下水道事業	12,181	12,181	0	0.0
10 観光その他事業	78	78	0	0.0
計	26,477	26,477	0	0.0
三 臨時財政対策債	13,013	17,805	△ 4,792	△ 26.9
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	( 334 )	( 334 )	( 0 )	( 0.0 )
総 計	( 334 )	( 334 )	( 0 )	( 0.0 )
内 普通会計分	71,285	76,077	△ 4,792	△ 6.3
訳 公営企業会計等分	25,722	25,722	0	0.0

- (注) 1 本計画(案)については、令和5年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。  
 2 地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債等については、「令和5年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」を踏まえ、所要額を計上している。  
 3 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業及び退職手当債の計上内容については、予算編成過程で必要な検討を行う。  
 4 国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(参考3) 令和5年度地方債計画(案)【資金別】

【通常収支分】

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度 計画額(案) (A)	令和4年度 計画額 (B)	差 引		増 減 率 (C)/(B)×100
			(A)-(B)	(C)	
公 的 資 金	41,979	43,713	△1,734		△4.0
財政融資資金	25,150	26,252	△1,102		△4.2
地方公共団体金融機構資金	16,829	17,461		△632	△3.6
(国の予算等貸付金)	( 334)	( 334)	(	0)	( 0.0)
民 間 等 資 金	55,028	58,086	△3,058		△5.3
市 場 公 募	33,861	36,600	△2,739		△7.5
銀 行 等 引 受	21,167	21,486		△319	△1.5
合 計	97,007	101,799	△4,792		△4.7

- (注) 1 本計画(案)については、令和5年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。
- 2 市場公募資金については、借換債を含め6兆3,461億円(前年度比2,739億円、4.1%減)を見込んでいる。
- 3 国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。



# (参考4) 令和5年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

(通常収支分)

区分	R4計画 A	R5仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方	
歳入						
地方税等	43.8	45.0	1.2	2.6	「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年7月29日内閣府)による各種指標等を用いて試算  「令和5年度 地方交付税・地方特例交付金等の概算要求の詳細」参照  社会保障関係費の増	
地方税	41.2	42.3	1.1	2.7		
地方譲与税	2.6	2.6	0.0	1.5		
地方特例交付金等	0.2	0.2	△0.0	△ 5.8		
地方交付税	18.1	18.2	0.1	0.8		
国庫支出金	14.9	15.1	0.3	1.7		
地方債	7.6	7.1	△0.5	△ 6.3		
うち臨時財政対策債	1.8	1.3	△0.5	△ 26.9		
その他	6.0	6.0	0.0	0.0		R4年度同額
計	90.6	91.6	1.1	1.2		
うち一般財源	63.9	64.7	0.8	1.3	注)2参照	
うち(水準超経費除き) 一般財源	62.0	62.2	0.2	0.3	(交付団体ベース)	

- 注) 1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方等については「令和5年度 地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。
- 2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額である。
- 3 退職手当については、地方公務員の定年引上げを踏まえ、令和5年度と令和6年度の所要額を平準化して計上している。
- 4 地域デジタル社会推進費の取扱いについては、「デジタル田園都市国家構想基本方針」を踏まえ、予算編成過程で必要な検討を行う。
- 5 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
- 6 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

(単位:兆円)

区分	R4計画 A	R5仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
歳出					
給与関係経費	20.0	19.9	△0.0	△ 0.2	R4人事院勧告(令和4年8月8日)を反映 定年引上げに伴う平準化による減
退職手当以外	18.5	18.8	0.3	1.6	
退職手当	1.4	1.1	△0.3	△ 23.9	
一般行政経費	41.4	42.0	0.6	1.4	社会保障関係費の増
補助	23.5	24.0	0.5	2.3	R4年度同額
単独	14.9	14.9	0.0	0.1	
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	2.7	
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0	
地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0	
地域デジタル社会推進費	0.2	0.2	0.0	0.0	
投資的経費	12.0	12.0	0.0	0.0	
直轄・補助	5.7	5.7	0.0	0.0	
単独	6.3	6.3	0.0	0.0	
維持補修費	1.5	1.5	0.0	0.0	
公営企業繰出金	2.4	2.4	△0.0	△ 0.7	
公債費	11.4	11.3	△0.1	△ 0.8	
水準超経費	1.9	2.5	0.6	33.0	
計	90.6	91.6	1.1	1.2	
うち一般歳出	75.9	76.4	0.6	0.7	

# 1. 機関の概要等

～地方公共団体向け財政融資の現状と基本的考え方～

# 2. 令和5年度要求の概要

# 3. 編成上の論点 臨時財政対策債への配分について

# 4. 財務状況把握の財務指標から見た地方公共団体の 資金繰り状況（財務総研との連携事例）

### 3-1 臨時財政対策債の発行状況及び財政融資の引受割合

- 臨時財政対策債について、財政融資資金が占める割合は一貫して減少させてきたところ、令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染症による地方財政への影響を踏まえ、引受けを拡大。

(単位：億円)

	臨時財政対策債（地方債計画額）						
		財政融資		機構資金		民間資金	
		計画額	全体に占める割合	計画額	全体に占める割合	計画額	全体に占める割合
平成22年度	77,069	22,351	29.0%	8,260	10.7%	46,458	60.3%
平成23年度	61,593	17,860	29.0%	6,600	10.7%	37,133	60.3%
平成24年度	61,333	17,170	28.0%	7,187	11.7%	36,976	60.3%
平成25年度	62,132	17,086	27.5%	7,271	11.7%	37,775	60.8%
平成26年度	55,952	14,270	25.5%	7,691	13.7%	33,991	60.8%
平成27年度	45,250	11,318	25.0%	6,442	14.2%	27,490	60.8%
平成28年度	37,880	9,299	24.5%	5,568	14.7%	23,013	60.8%
平成29年度	40,452	9,708	24.0%	5,744	14.2%	25,000	61.8%
平成30年度	39,865	9,368	23.5%	5,462	13.7%	25,035	62.8%
令和元年度	32,568	7,491	23.0%	4,299	13.2%	20,778	63.8%
令和2年度	31,398	7,222	23.0%	4,145	13.2%	20,031	63.8%
令和3年度	54,796	14,685	26.8%	7,747	14.1%	32,364	59.1%
令和4年度	17,805	4,095	23.0%	2,350	13.2%	11,360	63.8%

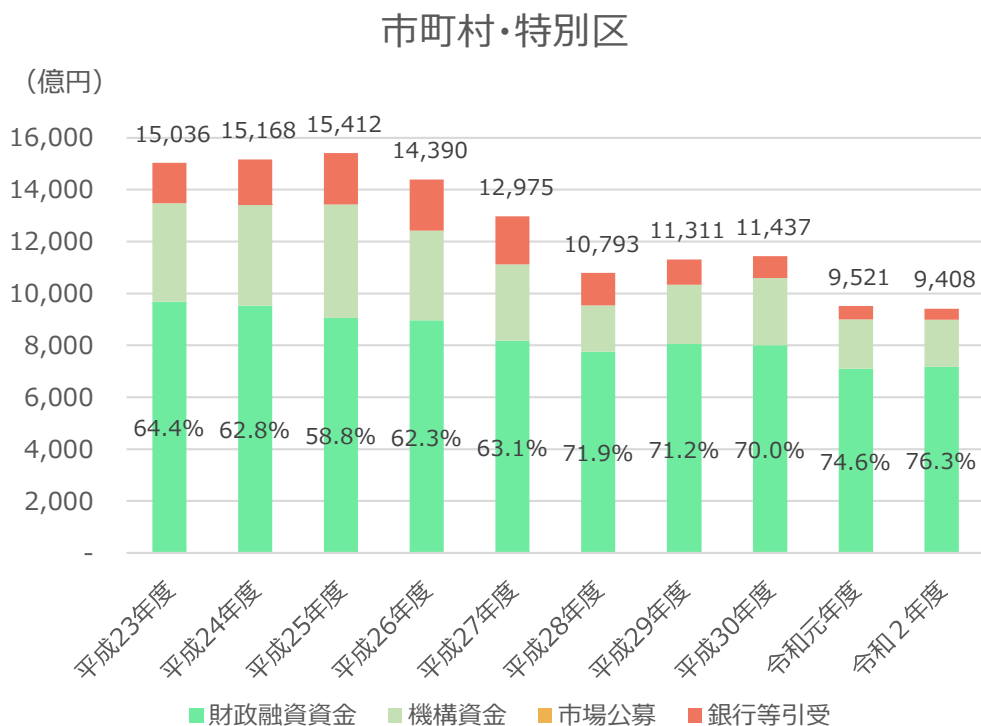
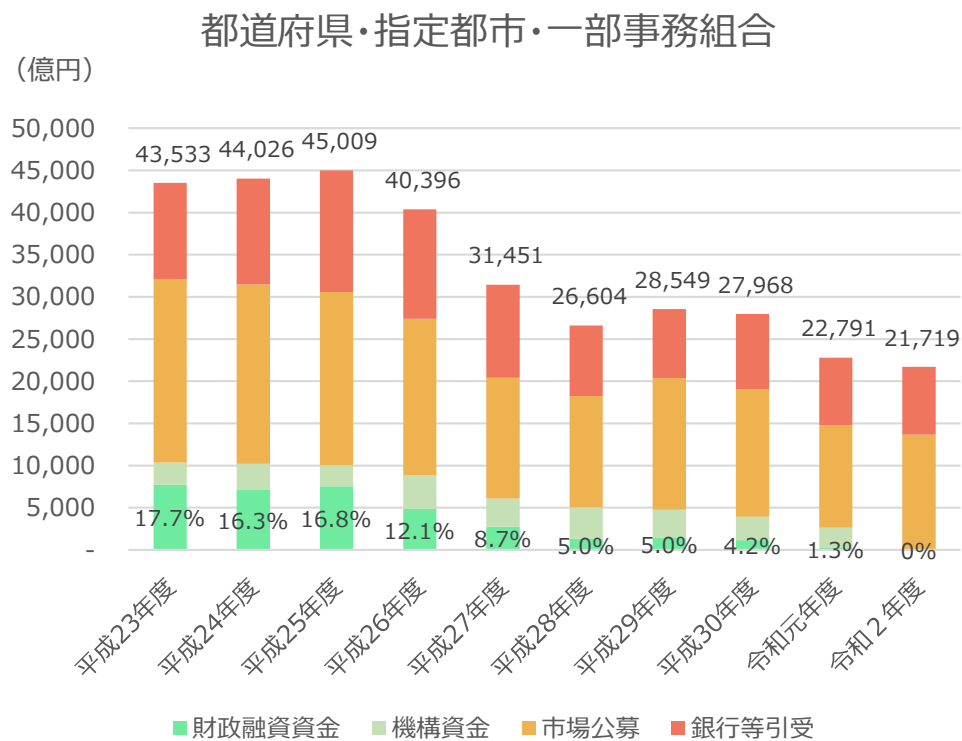
(注) 地方公共団体向け財政融資計画額は、「通常収支分」の計画額。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」



## 3-2 臨時財政対策債の貸付先別貸付実績の推移

- 臨時財政対策債の資金区分について、都道府県・指定都市・一部事務組合に対する財政融資資金の引受割合は減少傾向。

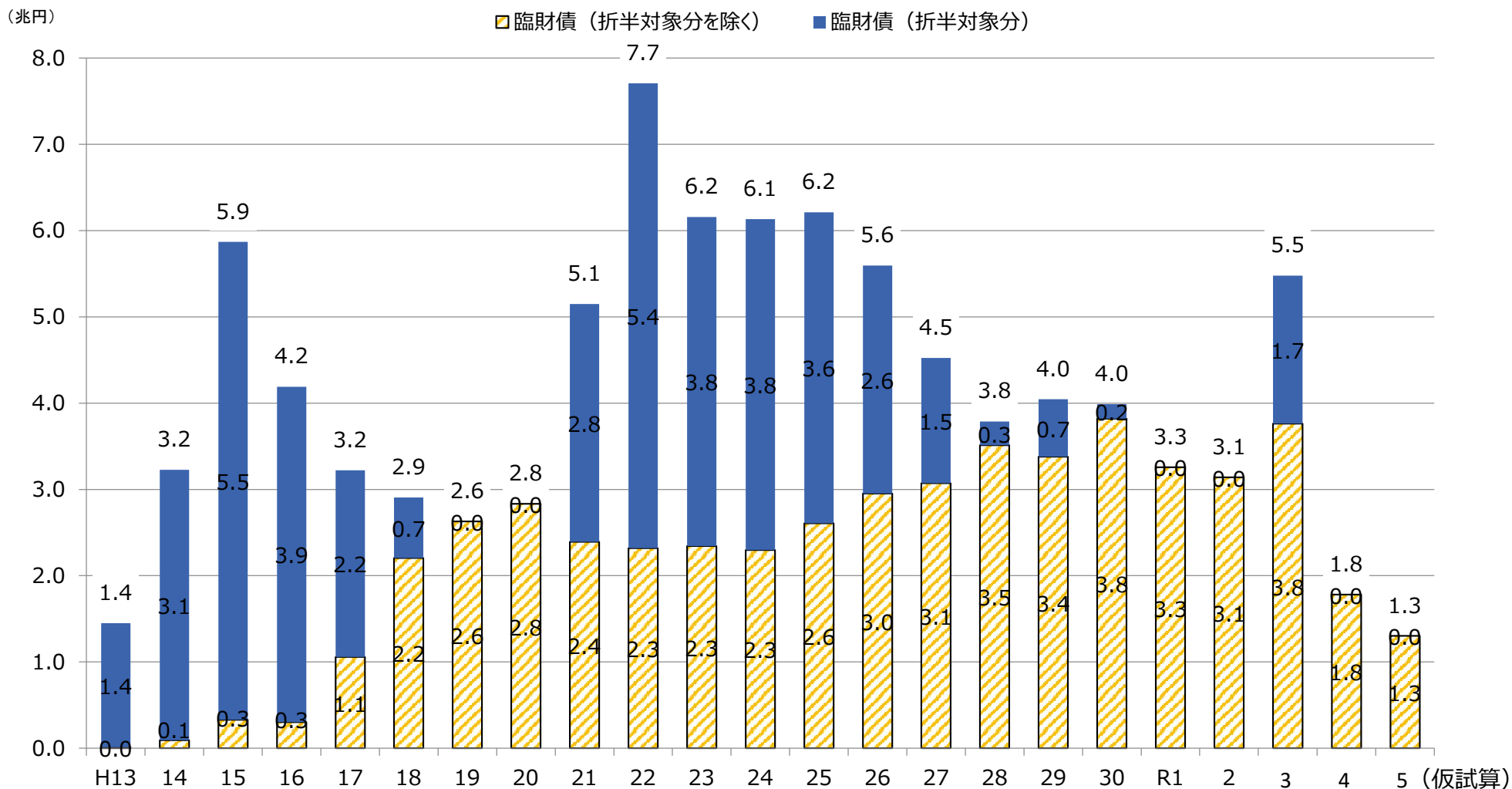


令和4年度地方債同意等基準運用要綱(抜粋)

臨時財政対策債の資金については、市町村(指定都市を除く。)に対して原則としてその全額に公的資金を配分することとし、財政融資資金を優先的に配分すること。都道府県及び指定都市に対しては、その一部に公的資金を配分すること。

### 3-3 臨時財政対策債計画額の推移と見通し

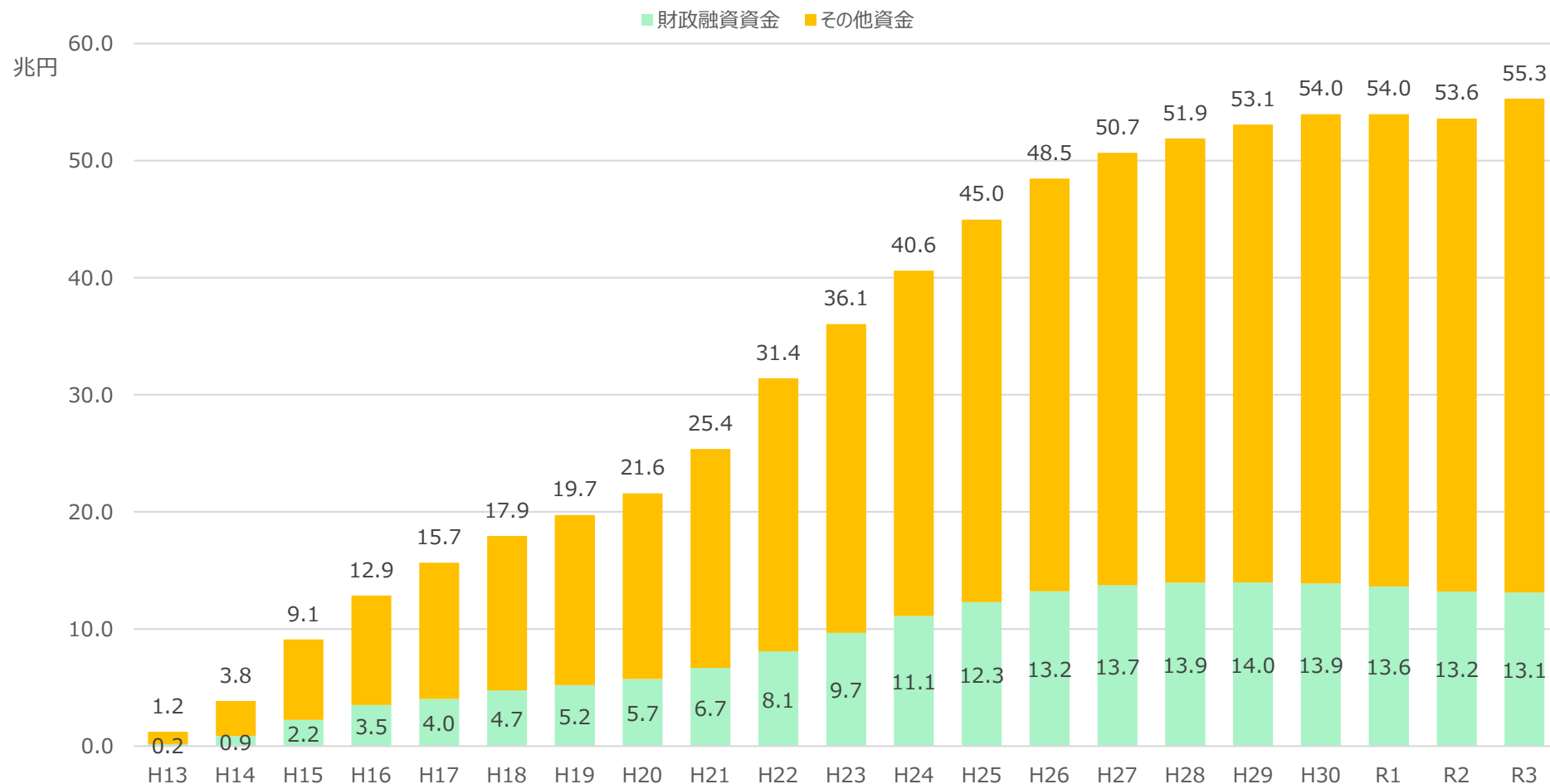
○ 令和5年度地方財政収支の仮試算においては、内閣府の年央試算等をもとに税収増が見込まれることから、引き続き折半対象分は無く、また、臨時財政対策債計画額は令和4年度を下回る見込み。



(出典) 各年度「地方財政計画の概要」、財務省資料、地方財政統計年報

### 3-4 臨時財政対策債の現在高の推移

- 臨時財政対策債の残高は近年横ばい傾向。
- 財政融資資金は、各年度のフローにおいて全体に占める割合を抑制してきていることから、残高の推移も全体に比して若干抑制的な傾向。



(出典) 地方財政統計年報、地方財政計画、財務省資料  
 (注) 令和3年度現在高については、地方財政計画に基づく見込み。

## 3-5 論点：臨時財政対策債への配分について

- 臨時財政対策債については、資金調達能力の低い地方公共団体に対して柔軟に対応しつつ、赤字補填の性格を有することを踏まえ、引き続き抑制的に配分することを基本とすべきではないか。

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」

(平成26年6月 財政投融资分科会)

臨時財政対策債は、各団体が責任を有している借金であることに変わりはなく、また、赤字補填の性格を有することを踏まえると、財政融資資金としては引き続き抑制的な関与にとどめ、資金調達能力の低い地方公共団体、特に指定都市を除く市町村に対しては、柔軟に対応していく。

「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」

(平成21年7月 財政投融资に関する基本問題検討会 地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム)

経済事情の変動による地方税収の大幅な減少などにより、地方公共団体の財源が大幅に不足し、さらに市場での調達環境が厳しい場合において、地方公共団体としては、公的資金による赤字地方債の引受けを期待している。ただし、地方公共団体による赤字地方債の発行は、その償還について地方交付税の手当てがある場合でも、借金であることに違いはないため、その抑制に努めるべきであり、財政融資資金による引受けは、投資的経費の範囲内にとどめることを基本とすべきと考えられる。

「財政投融资改革の総点検について」

(平成16年12月 財政投融资分科会)

地方公共団体への公的資金(政府資金及び公営企業金融公庫資金)の貸付は、民間金融機関では供給困難な長期・低利の資金を地方公共団体に融資することを通じて、地域に密着した社会資本の整備等に貢献してきた。

今後のあり方については、財投改革の趣旨を踏まえるとともに、地方公共団体の自立的な財政運営を促す観点から、地方公共団体の資金調達力は市場公募等の民間資金によることを基本とし、公的資金はこれを補完するものとするのが適当である。具体的には、地方公共団体の資金調達力及び資金使途を踏まえた重点化が重要である。なお、赤字補填の性格を有する地方債については、資源配分機能を有する財政投融资の対象として相応しくない面があるものと考えられる。地方公共団体向け公的資金貸付については、貸付先の財務状況、事業の収益性等を適切にチェックすることが求められる。

## (参考) 臨時財政対策債に係る重点化措置の厳格化及び緩和

	概要
	<p>13年度の臨時財政対策債創設時から現在まで有効である規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府資金 ……地財法第5条各号に該当する経費から特定財源を控除した額(以下、「投資一般財源額」(注2))の範囲内に配分</li> </ul>
15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤字地方債(臨時債及び減税補てん債) 都道府県、指定都市 ……原則、公的資金を充当しない</li> </ul>
17年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府資金充当限度額 中核市・特例市 ……原則、「投資一般財源額」または起債額のうち少ない額の80%以下</li> </ul>
18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府資金充当限度額 中核市 ……原則、「投資一般財源額」または起債額のうち少ない額の50%以下 特例市 ……原則、「投資一般財源額」または起債額のうち少ない額の60%以下</li> </ul>
21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村 ……<b>原則、全額、公的資金を配分(注3)</b> (うち中核市、特例市以外の一般市町村については、原則、「投資一般財源額」または起債額のうち少ない額の全額に財融資金を配分)</li> <li>・都道府県・指定都市 ……<b>一部、公的資金を配分(注3)</b> 公募団体 ……公的資金は、原則、機構資金を配分 非公募団体 ……公的資金は、原則、財融資金を配分 (原則、「投資一般財源額」または起債額のうち少ない額の50%以下)</li> </ul>
22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村 ……「投資一般財源額」または起債額のうち少ない額の全額に財融資金を配分 (厳しい経済状況を踏まえた特例措置)</li> <li>・都道府県・指定都市 ……公的資金は、原則、全額、財融資金を配分 (厳しい経済状況を踏まえた特例措置)</li> </ul>
23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・指定都市 ……「投資一般財源額」以外については機構資金も配分</li> </ul>
26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村 ……配分された公的資金のうち、財融資金を優先的に配分 (「公的資金は原則、全額、財融資金を配分」とする規定を削除)</li> <li>・都道府県・指定都市 ……「公的資金は原則、全額、財融資金を配分」とする規定を削除</li> </ul>
R2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村 ……「同意等額を財融資金の配分額が下回る場合は、残余について機構資金を配分」とする規定を追加</li> </ul>

(注1) 網掛けは、重点化措置を緩和したもの。それ以外は、重点化措置を厳格化したもの。 (出典) 各年度「地方債同意等基準」等

(注2) 「投資一般財源額」……地方財政法第5条各号に該当する経費から特定財源を控除した額。

(注3) 21年度における下線部分は、現在も有効である規定。

※ 「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」(平成26年6月 財政投融資分科会)より抜粋し作成

# 1. 機関の概要等

～地方公共団体向け財政融資の現状と基本的考え方～

# 2. 令和5年度要求の概要

# 3. 編成上の論点 臨時財政対策債への配分について

# 4. 財務状況把握の財務指標から見た地方公共団体の 資金繰り状況（財務総研との連携事例）

- 当資料は、大野太郎・石田三成・小林航「財務状況把握の財務指標から見た地方公共団体の資金繰り状況」〈『フィナンシャル・レビュー』特集「マクロ経済及び社会資本整備における財政投融資の果たす役割」土居文朗慶應義塾大学経済学部教授責任編集・2022年第1号pp145-168）を基に、財務省財務総合政策研究所大野太郎総括主任研究官のご協力をいただき、2020年度まで期間を更新して作成したものであり、ここに謝意を表す。

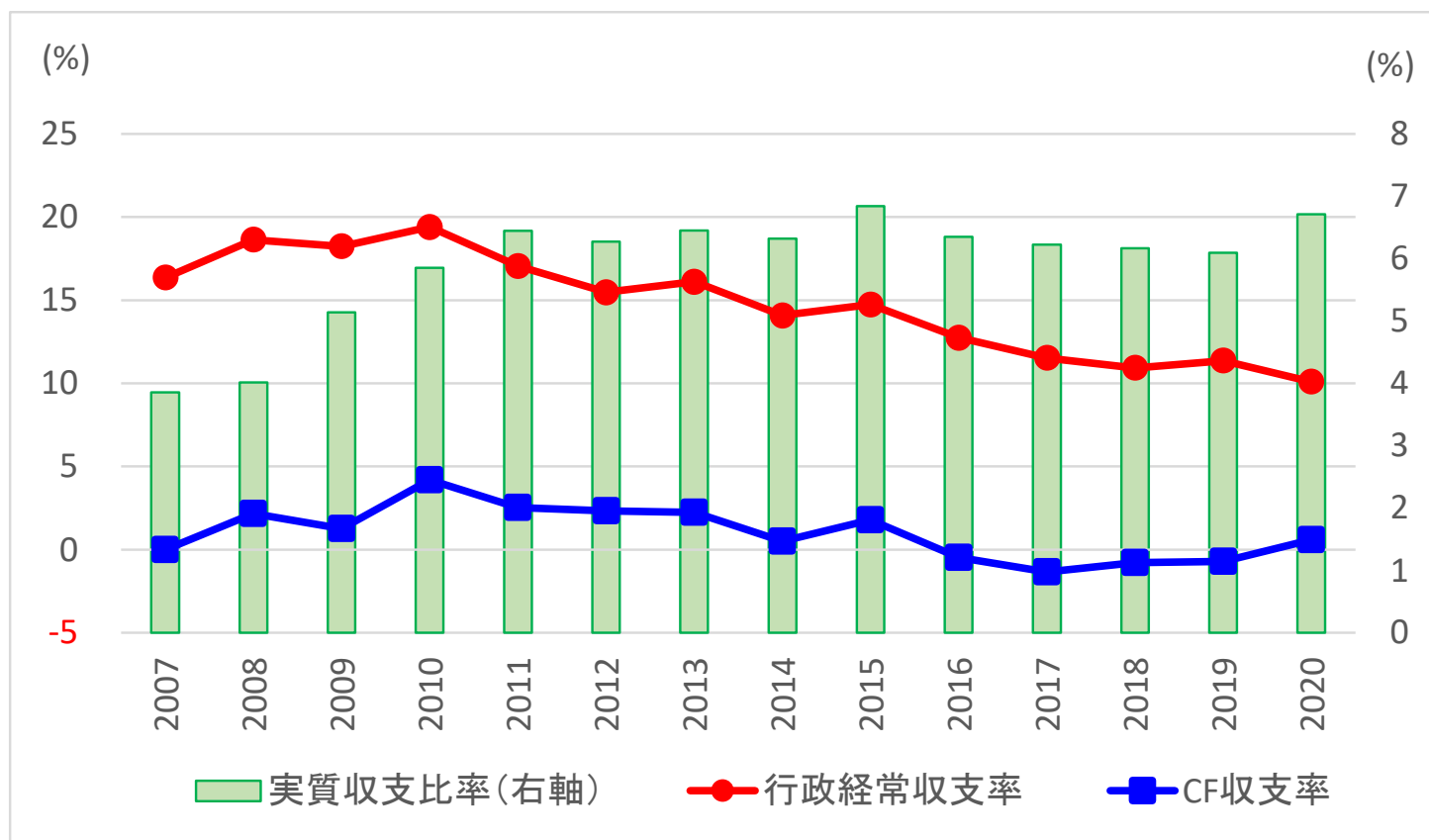
## 4-1 ポイント

---

- 地方公共団体の財務状況把握の基となる行政キャッシュフロー計算書（CF計算書）は、財政融資の償還確実性を確認するため、キャッシュの流れに着目しつつ、既存の決算統計を組み替えることにより作成。
  - 近年、地方公共団体は積立てや実質債務の状況が改善する一方、収支状況を表す行政経常収支率が低下し、資金繰りの厳しさが高まりつつある。
  - そのため、財務状況把握の診断基準に基づく「財務上の留意点」に該当する団体やその予備軍が増加。
  - その背景には物件費・扶助費・補助費等による歳出増が寄与していることが判明。
  - 足元では、キャッシュの状況は改善している可能性があるが、正確な実態把握には、更なる精査が必要。
- ※ CF計算書ではキャッシュの範囲を歳計現金、財政調整基金及び減債基金としている。
- ※ 本分析では、市町村を対象にCF計算書及び財務状況把握の財務指標（2007～2020年度）を活用。

## 4-2 収支状況は2010年度以降、悪化傾向

- 実質収支比率は、2010年代を通じて概ね横ばいで安定的に推移。
- 他方、キャッシュ自体の増減（CF収支率）は、2010年度以降、低下傾向に転換。（特に2016年度から2019年度はマイナスに転落。）



(注1) 各指標の値は団体間平均

(注2) 行政経常収支率 = (行政経常収支 / 行政経常収入) × 100

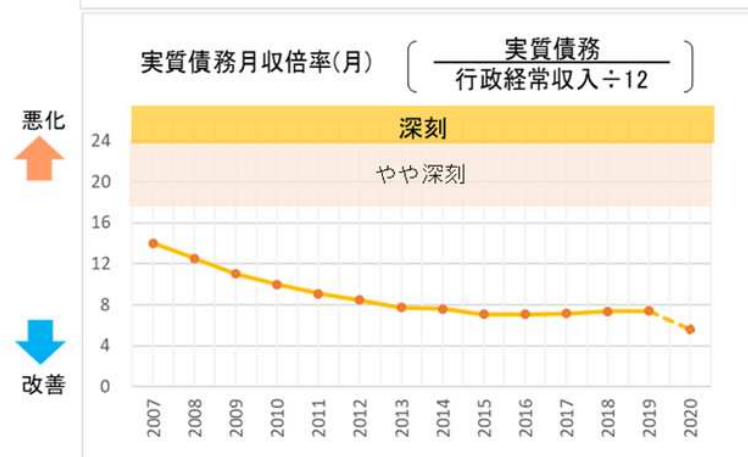
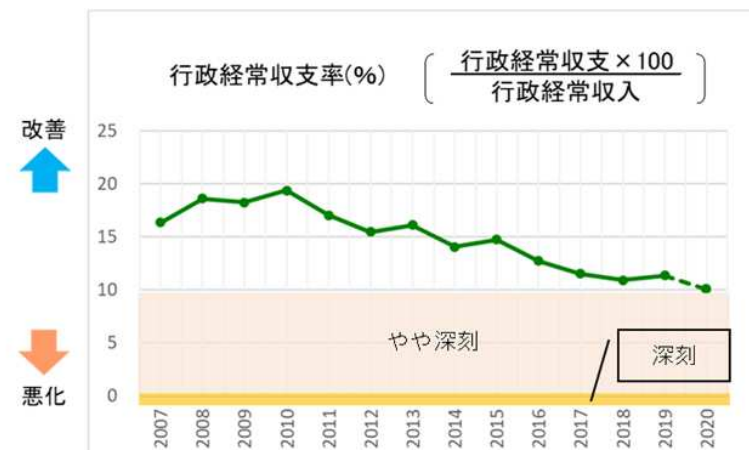
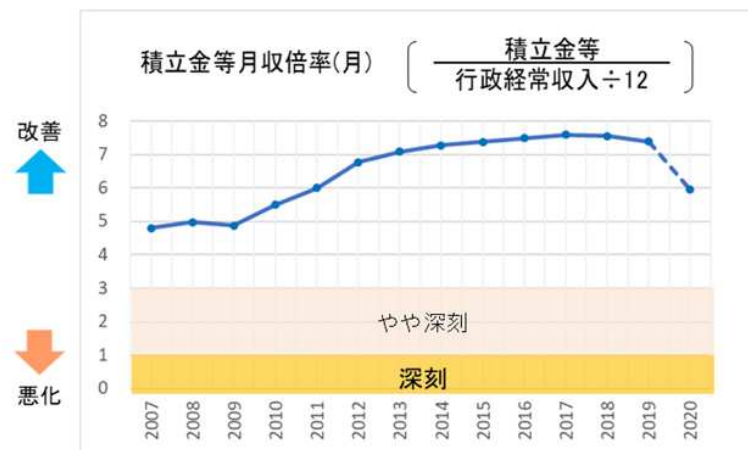
(注3) CF収支率 = (CF収支 / 行政経常収入) × 100



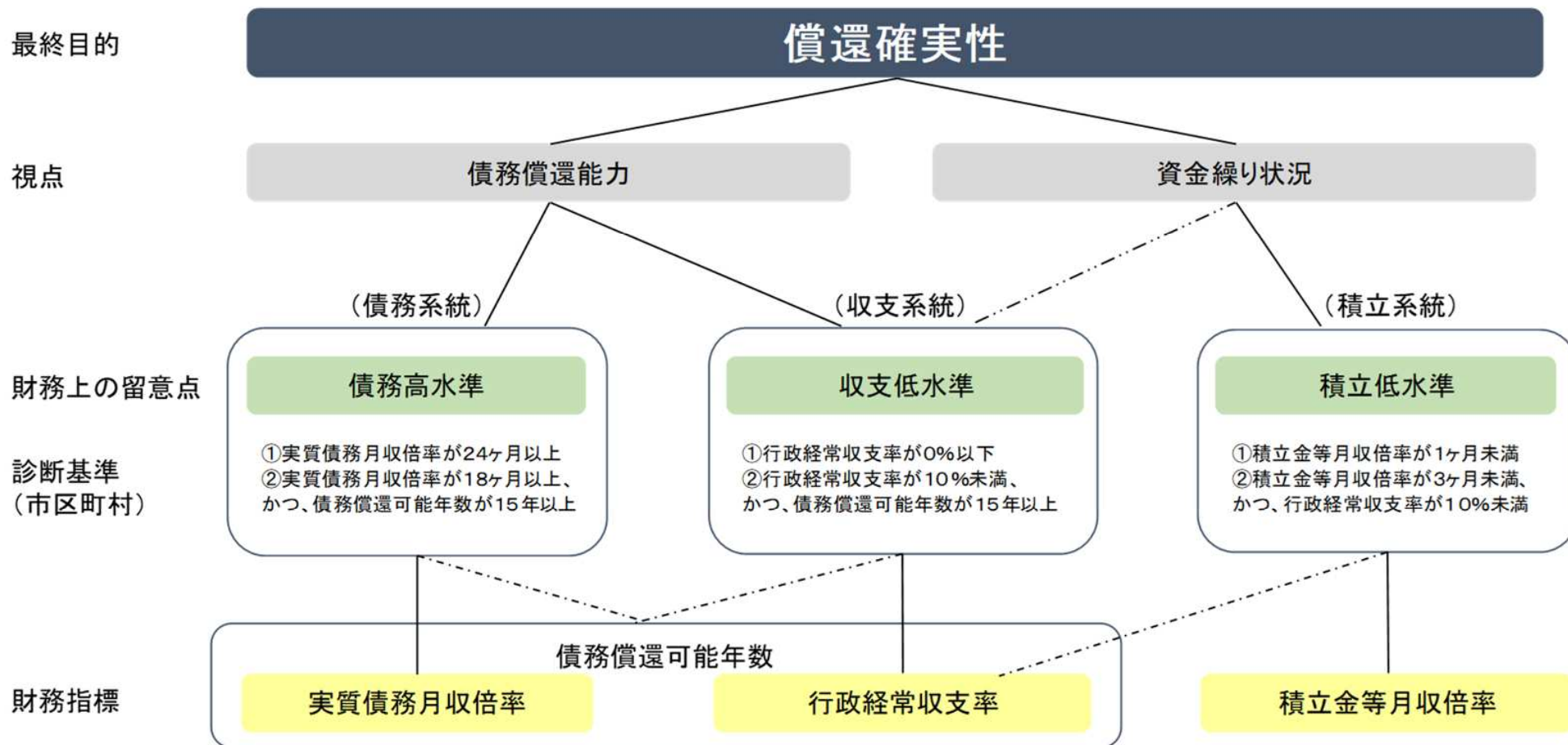
## 4-3 積立てや実質債務の状況は改善・収支は悪化

- 積立金等月収倍率は、2007年度より上昇（改善）傾向（2017年度以降は微減）
- 実質債務月収倍率は、2007年度より低下（改善）傾向（2015年度以降は微増）

- 行政経常収支率及び債務償還可能年数は2010年代を通して悪化傾向



## 4-4 各財務指標と「財務上の留意点」の関係

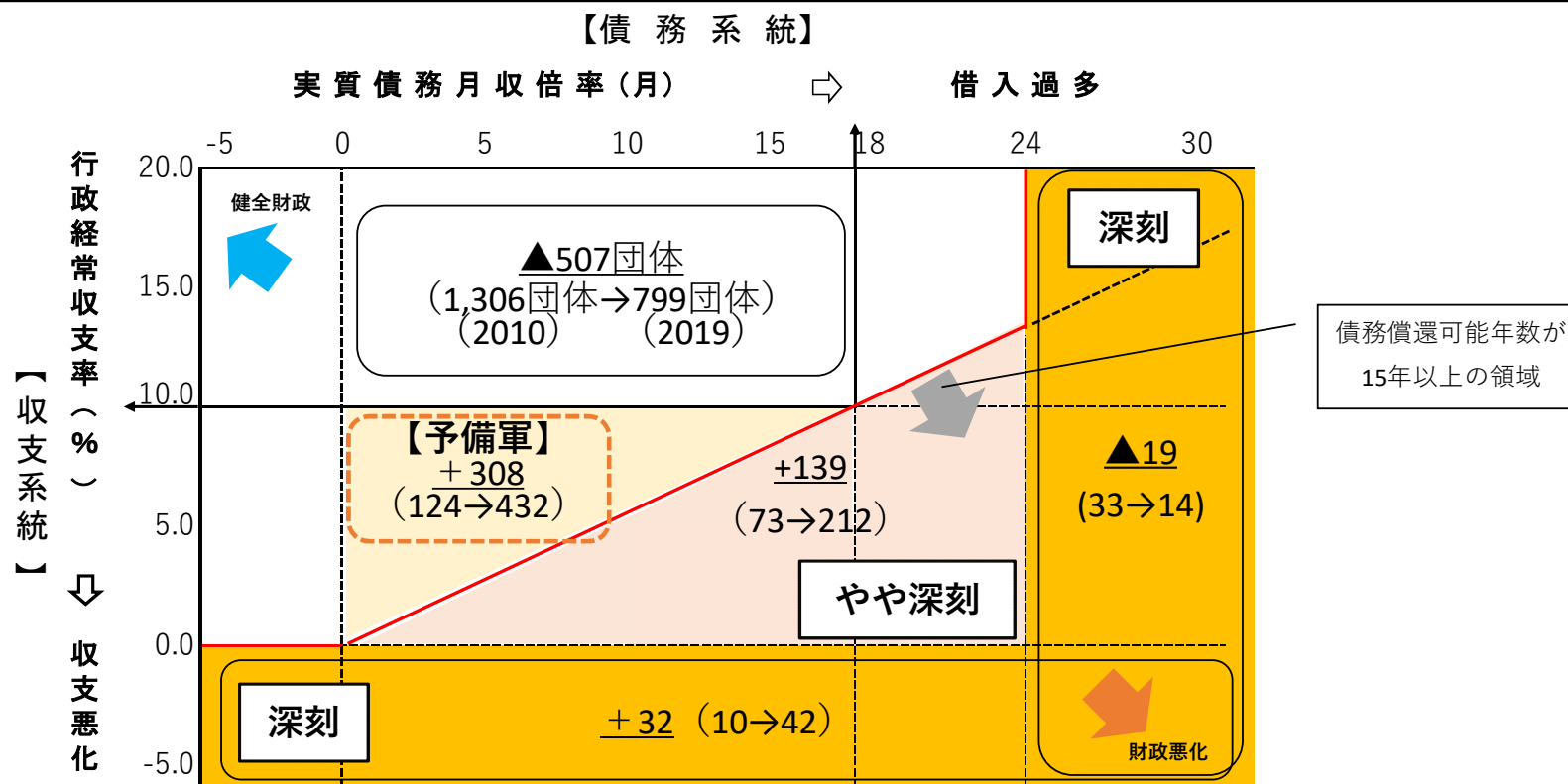


- 本分析では、財務上の留意点において、①に該当する場合を「深刻」な状況、②に該当する場合を「やや深刻」な状況と呼ぶ。

## 4-5 「財務上の留意点」に該当する団体や予備軍の増加①

### 債務償還能力からの分析(2010年度～2019年度)

- 実質債務状況の改善を受けて、【債務系統】の「深刻」に該当する団体は減少（▲19）、他方、収支状況の悪化を受けて、【収支系統】の「深刻」に該当する団体は増加（+32）
- 収支状況の悪化を受けて「やや深刻」に該当する団体は増加（+139）
- 健全な団体数（行政経常収支率10%以上かつ実質債務月収倍率18ヶ月未満）は大きく減少（▲507）、他方、「やや深刻」の予備軍が大きく増加（+308）

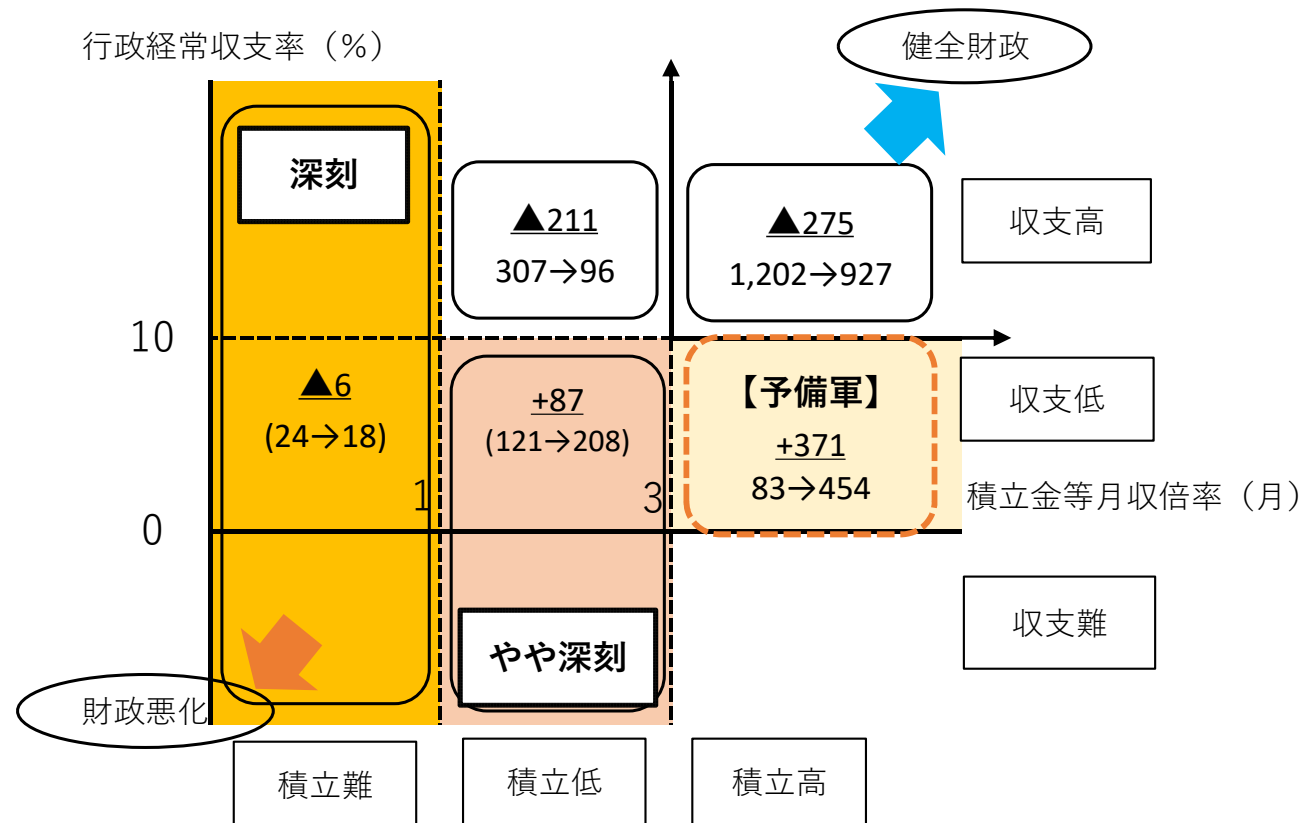


## 4-6 「財務上の留意点」に該当する団体や予備軍の増加②

### 資金繰り状況からの分析(2010年度～2019年度)

- 積立状況の改善を受けて、「深刻」に該当する団体は減少 (▲6)
- 収支状況の悪化を受けて、「やや深刻」に該当する団体は増加 (+87)
- 健全な団体数(行政経常収支率10%以上かつ積立金等月収倍率3ヶ月以上)は大きく減少(▲275)、他方、「やや深刻」の予備軍が大きく増加(+371)

【積立系統】



## 4-7 行政経常収支率の悪化の要因分析

- (人口一人あたり) 行政経常収支は、2007年度から2010年度にかけて改善したのち、2019年度にかけて悪化している。
- 行政経常収入及び支出ともに増加しているが、2007年度から2010年度にかけては収入の伸びが大きい一方で、2019年度にかけては支出の伸びが大きいことによる。
- 行政経常支出の増加について、特に「物件費」、「補助費等」、「扶助費」の寄与が大きい。

	2007	2010	2019	(参考)2020	2007→2010	2010→2019	2007→2019
地方税	131,582	126,299	140,339	140,451	-5,283	14,040	8,757
地方譲与税・交付金	23,760	21,881	30,783	34,816	-1,880	8,902	7,023
地方交付税	189,703	227,217	247,505	260,211	37,515	20,288	57,802
国(県)支出金等	51,094	90,211	99,893	237,175	39,116	9,682	48,799
分担金及び負担金・寄付金	5,098	4,697	11,038	14,188	-401	6,342	5,940
使用料・手数料	13,678	13,394	13,418	12,235	-284	23	-261
事業等収入	7,442	7,332	8,654	8,759	-110	1,321	1,212
行政経常収入(小計)	422,358	491,030	551,630	707,834	68,672	60,599	129,271
人件費	103,671	100,412	108,746	123,176	-3,259	8,334	5,075
物件費	68,838	77,465	117,644	121,412	8,627	40,179	48,806
維持補修費	5,829	7,195	10,020	12,876	1,365	2,825	4,191
扶助費	41,876	59,616	83,542	85,647	17,740	23,926	41,666
補助費等	60,626	65,574	95,179	217,797	4,948	29,605	34,553
繰出金(建設費以外)	50,499	55,257	62,861	61,321	4,758	7,603	12,361
支払利息	12,507	10,032	3,581	3,016	-2,476	-6,450	-8,926
行政経常支出(小計)	343,847	375,552	481,573	625,245	31,704	106,021	137,726
行政経常収支(合計)	78,511	115,479	70,057	82,589	36,968	-45,422	-8,454

(注) 各項目は対人口比。また、各値は団体間平均を取っている。

## 4-8 「やや深刻」、「深刻」に該当する団体の特徴①

- 行政経常収入に対する各支出項目の比率を比較すると、
- ・「深刻」に該当する団体は、「留意なし」の団体と比べて、特に「補助費等」や「物件費」の比率が高くなっている。
  - ・他方、「やや深刻」に該当する団体は、「留意なし」の団体と比べて、特に「扶助費」の比率が高くなっている。

(%)

	留意なし	やや深刻	深刻	やや深刻－留意なし	深刻－留意なし
人件費	20.63	22.21	21.94	1.58 ***	1.31 ***
物件費	17.34	17.02	24.14	-0.32 **	6.80 ***
維持補修費	1.48	1.36	1.34	-0.11 ***	-0.14 *
扶助費	15.88	23.48	18.31	7.60 ***	2.43 ***
補助費等	14.52	15.65	32.26	1.12 ***	17.74 ***
繰出金(建設費以外)	12.10	13.29	13.68	1.19 ***	1.57 ***
支払利息	1.61	1.63	1.35	0.02	-0.26 ***
行政経常支出	83.57	94.65	113.01	11.08 ***	29.45 ***

(注1) 各項目は対行政経常収入比。また、各値は団体間平均を取っている。

(注2) t検定の下、\*\*\*は1%、\*\*は5%、\*は10%棄却域で有意であることを示す。



## 4-9 「やや深刻」、「深刻」に該当する団体の特徴②

- 「深刻」に該当する団体は、一時的に陥っているケースが少ない。
  - ・当期、「深刻」に該当する団体のうち、前期が「留意なし」である割合が52.4% 【(1)- (a)】
  - ・当期、「深刻」に該当する団体のうち、翌年に「留意なし」に改善する割合は44.0% 【(1)- (b)】
  
- 「やや深刻」に該当する団体は、継続的に陥っている可能性が高い。
  - ・当期、「やや深刻」に該当する団体のうち、前期も「やや深刻」である割合は52.0% 【(2)- (a)】
  - ・当期、「やや深刻」に該当する団体のうち、翌年も「やや深刻」である割合は54.0% 【(2)- (b)】

(1) 当期に財務上の問題(収支系統)が「深刻」の場合

(a) 前期からの変化

前期	当期	度数	割合
留意なし	深刻	162	52.4%
やや深刻		64	20.7%
深刻		83	26.9%
計		309	100.0%

(b) 翌期への変化

当期	翌期	度数	割合
深刻	留意なし	125	44.0%
	やや深刻	76	26.8%
	深刻	83	29.2%
計		284	100.0%

(2) 当期に財務上の問題(収支系統)が「やや深刻」の場合

(a) 前期からの変化

前期	当期	度数	割合
留意なし	やや深刻	693	43.3%
やや深刻		833	52.0%
深刻		76	4.7%
計		1602	100.0%

(b) 翌期への変化

当期	翌期	度数	割合
やや深刻	留意なし	645	41.8%
	やや深刻	833	54.0%
	深刻	64	4.2%
計		1542	100.0%

# (参考) 行政キャッシュフロー計算書と4つの財務指標

## ○行政キャッシュフロー計算書

行政キャッシュフロー計算書は、1決算年度における現金預金(キャッシュ)の流れを「行政活動の部」、「投資活動の部」及び「財政活動の部」の3つに区分して表示したものである。当該年度のキャッシュの増減を区分ごとに表示しているため、活動区分ごとの資金繰りの実態を容易に把握することが可能となる。

	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	構成比	前年度比平均値(〇〇年度)	構成比
<b>■行政活動の部</b>								
地方税								
地方譲与税・交付金								
地方交付税								
国(県)支出金等								
分担金及び負担金・寄附金								
使用料・手数料								
事業等収入								
行政経常収入								
人件費								
物件費								
維持補修費								
扶助費								
補助費等								
繰出金(建設費以外)								
支払利息(うち一時借入金利息)								
行政経常支出								
行政経常収支								
特別収入								
特別支出								
行政収支(A)								
<b>■投資活動の部</b>								
国(県)支出金								
分担金及び負担金・寄附金								
財産売却収入								
貸付金回収								
基金取崩								
投資収入								
普通建設事業費								
繰出金(建設費)								
投資及び出資金								
貸付金								
基金積立								
投資支出								
投資収支								
<b>■財政活動の部</b>								
地方債(うち臨時債等)								
翌年度繰上充用金								
財務収入								
元金償還額(うち臨時債等)								
前年度繰上充用金								
財務支出(B)								
財務収支								
収支合計								
償還後行政収支(A-B)								
<b>■参考</b>								
実質債務(うち地方債現在高)								
積立金等残高								

**【日々の行政サービスに伴う収支】**

- 日々の行政サービスの提供活動の結果として、現金預金がどれだけ増減したかを表す。
- 行政収入には一般財源の多くが計上される一方、行政支出には普通建設事業費や公債費の元金償還部分が含まれないことから、通常、行政経常収支及び行政収支は黒字となる。

**【建設事業に伴う支出と投融资の増減】**

- 社会資本整備のための支出である普通建設事業費とその特定財源である国庫支出金等を中心として、他会計等への出資・貸付及びその回収、その他特定目的基金(財政調整基金、減債基金は含まない)の積立及び取崩などの投資活動により、現金預金がどれだけ増減したかを表す。
- 投資収入には、建設債の起債収入が計上されないことから、通常、投資収支は赤字となる。

**【借入の増減】**

- 地方債の起債と償還により現金預金がどれだけ増減したかを表す。
- 財務収支が黒字の場合は地方債残高が増加したことを、赤字の場合は地方債残高が減少したことを表す。

**【現金預金の増減】**

**【地方債現在高+有利子負債相当額-積立金等残高】**

**【現金預金+その他特定目的基金】**

## ○4つの財務指標

財務上の留意すべき点は、主要な4つの財務指標を利用して、ストック面及びフロー面の両面から分析する。

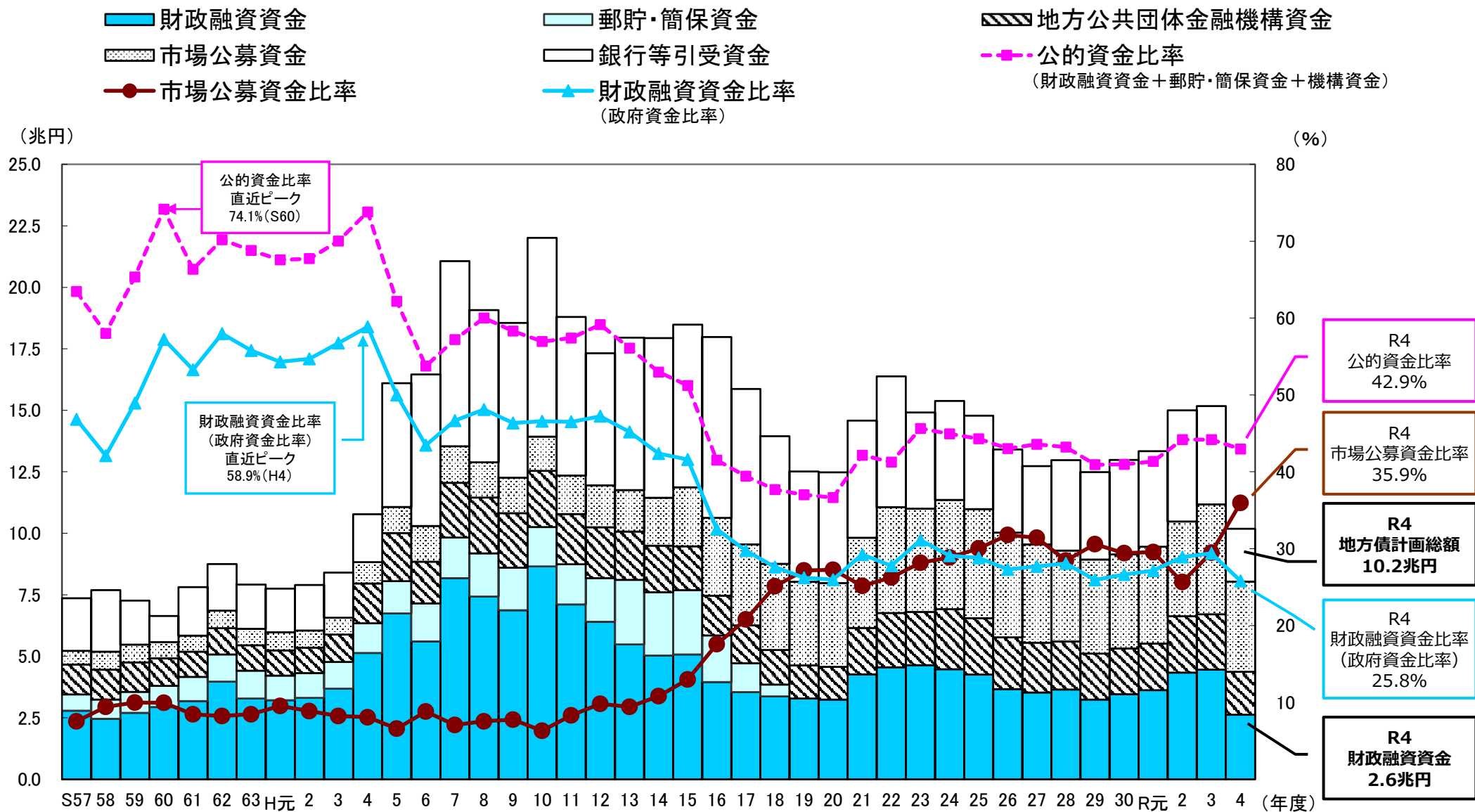
	意義	算式	家計に例えると
債務償還可能年数(単位:年)	1年間で生み出される償還原資の何倍の債務を抱えているか	$\frac{\text{実質債務/行政経常収支}}{\text{※実質債務=地方債現在高+有利子負債相当額-積立金等}}$	ローンを返済するのに何年かかるか
実質債務月収倍率(単位:月)	一月当たり収入の何ヶ月分の債務があるか	$\frac{\text{実質債務}}{\text{(行政経常収入/12)}}$ <small>※実質債務=地方債現在高+有利子負債相当額-積立金等</small>	ローンを給与の何倍か
積立金等月収倍率(単位:月)	一月当たり収入の何ヶ月分の積立金があるか	$\frac{\text{積立金等}}{\text{(行政経常収入/12)}}$	預貯金が給与の何倍か
行政経常収支率(単位:%)	収入からどの程度の償還原資を生み出しているか	$\frac{\text{行政経常収支}}{\text{行政経常収入}}$	ローンの返済に回せるお金はどのくらいか



## 參考資料

---

# 地方債計画と地方公共団体向け財政融資の推移（計画改定後）



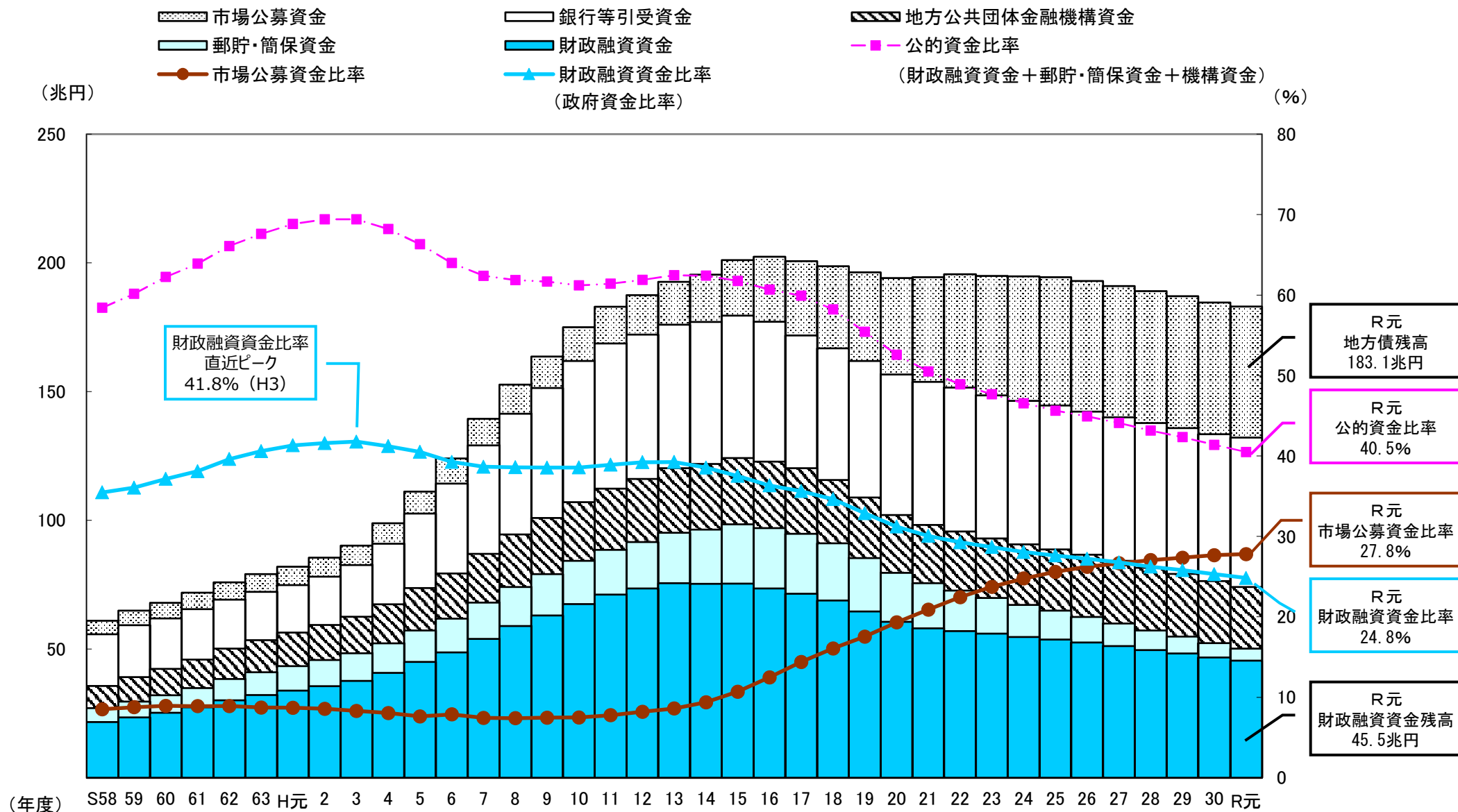
(注1) 地方公共団体金融機構資金について、昭和57年度～平成20年度上期は公営企業金融公庫資金、平成20年度下期は地方公営企業等金融機構資金。

(注2) 政府資金については、平成18年度までは財政融資資金の他に郵貯資金及び簡保資金を含む。

(注3) 平成15年度及び平成18～20年度においては、地方債計画を改正していない。

(出典) 各年度「地方債計画」

# 地方債残高と地方公共団体向け財政融資残高の推移



(注1) 地方公共団体金融機構資金について、昭和58年度～平成20年度上期は公営企業金融公庫資金、平成20年度下期は地方公営企業等金融機構資金。

(注2) 平成22年度以降、資金別の残高・比率は普通会計及び企業会計に係るものであり、その他事業会計を含まない。

(出典) 各年度「地方債統計年報」

# 地方債計画における事業別の推移①

(単位：億円)

	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4	
	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア
— 一般会計債																		
1 公共事業等	16,473	12.8%	16,389	13.7%	16,601	14.8%	16,443	14.1%	16,476	14.1%	16,627	13.8%	16,195	13.8%	16,098	11.8%	15,905	15.6%
2 防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,084	5.1%	4,778	4.1%	-	-	-	-
3 公営住宅建設事業	1,132	0.9%	1,126	0.9%	1,141	1.0%	1,130	1.0%	1,130	1.0%	1,140	0.9%	1,110	0.9%	1,103	0.8%	1,090	1.1%
4 災害復旧事業	502	0.4%	647	0.5%	711	0.6%	873	0.8%	873	0.7%	955	0.8%	1,148	1.0%	1,141	0.8%	1,127	1.1%
5 教育・福祉施設等整備事業	3,487	2.7%	3,359	2.8%	3,395	3.0%	3,391	2.9%	3,391	2.9%	3,402	2.8%	3,327	2.8%	3,319	2.4%	3,707	3.6%
6 一般単独事業	20,047	15.6%	20,543	17.2%	21,474	19.2%	21,927	18.9%	22,634	19.4%	25,415	21.2%	26,807	22.8%	27,724	20.3%	28,013	27.5%
7 辺地及び過疎対策事業	4,010	3.1%	4,565	3.8%	4,665	4.2%	4,975	4.3%	5,085	4.4%	5,210	4.3%	5,210	4.4%	5,520	4.0%	5,730	5.6%
8 公共用地先行取得等事業	430	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%
9 行政改革推進	1,700	1.3%	1,000	0.8%	700	0.6%	700	0.6%	700	0.6%	700	0.6%	700	0.6%	700	0.5%	700	0.7%
10 調整	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%
計	47,881	37.3%	48,074	40.3%	49,132	43.8%	49,884	42.9%	50,734	43.6%	59,978	50.0%	59,720	50.9%	56,050	41.1%	56,717	55.7%

(注) 計画額は通常収支分。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

## 地方債計画における事業別の推移②

(単位：億円)

	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4	
	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア
二 公営企業債等																		
1 水道事業	3,987	3.1%	4,334	3.6%	4,473	4.0%	5,043	4.3%	5,389	4.6%	5,946	5.0%	5,570	4.7%	5,258	3.9%	5,566	5.5%
2 工業用水道事業	210	0.2%	178	0.1%	222	0.2%	247	0.2%	216	0.2%	307	0.3%	338	0.3%	303	0.2%	300	0.3%
3 交通事業	1,789	1.4%	1,786	1.5%	1,654	1.5%	1,611	1.4%	1,327	1.1%	1,420	1.2%	1,562	1.3%	1,739	1.3%	1,963	1.9%
4 電気事業・ガス事業	228	0.2%	164	0.1%	178	0.2%	202	0.2%	225	0.2%	262	0.2%	260	0.2%	195	0.1%	288	0.3%
5 港湾整備事業	596	0.5%	544	0.5%	461	0.4%	509	0.4%	508	0.4%	569	0.5%	555	0.5%	571	0.4%	689	0.7%
6 病院事業・介護サービス事業	4,123	3.2%	4,116	3.5%	4,434	4.0%	4,614	4.0%	3,822	3.3%	4,005	3.3%	3,599	3.1%	3,637	2.7%	4,193	4.1%
7 市場事業・と畜場事業	449	0.3%	2,096	1.8%	458	0.4%	235	0.2%	358	0.3%	362	0.3%	343	0.3%	375	0.3%	379	0.4%
8 地域開発事業	1,083	0.8%	805	0.7%	699	0.6%	622	0.5%	745	0.6%	912	0.8%	708	0.6%	658	0.5%	840	0.8%
9 下水道事業	11,093	8.6%	10,981	9.2%	11,597	10.3%	11,904	10.2%	12,298	10.6%	12,773	10.6%	12,383	10.6%	11,934	8.8%	12,181	12.0%
10 観光その他事業	110	0.1%	114	0.1%	94	0.1%	134	0.1%	169	0.1%	154	0.1%	100	0.1%	56	0.0%	78	0.1%
計	23,668	18.4%	25,118	21.1%	24,270	21.7%	25,121	21.6%	25,057	21.5%	26,710	22.2%	25,418	21.7%	24,726	18.1%	26,477	26.0%
三 臨時財政対策債	55,952	43.6%	45,250	37.9%	37,880	33.8%	40,452	34.8%	39,865	34.2%	32,568	27.1%	31,398	26.8%	54,796	40.2%	17,805	17.5%
四 退職手当債	800	0.6%	800	0.7%	800	0.7%	800	0.7%	800	0.7%	800	0.7%	800	0.7%	800	0.6%	800	0.8%
総計	128,301	100.0%	119,242	100.0%	112,082	100.0%	116,257	100.0%	116,456	100.0%	120,056	100.0%	117,336	100.0%	136,372	100.0%	101,799	100.0%

(注) 計画額は通常収支分。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

# 令和4年度地方債計画資金区分（当初・通常収支分）①

（単位：億円）

項 目	合 計	公 的 資 金			民 間 等 資 金		
		計	財 政 融 資	地方公共 団 体 金融機構	計	市 場 公 募	銀 行 等 引 受
一 一 般 會 計 債							
1 公 共 事 業 等	15,905	5,273	4,912	361	10,632	7,823	2,809
2 公 營 住 宅 建 設 事 業	1,090	485	362	123	605	544	61
3 災 害 復 旧 事 業	1,127	1,127	1,127	0	0	0	0
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	3,707	2,040	1,693	347	1,667	955	712
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,454	946	800	146	508	286	222
(2) 社 会 福 祉 施 設	367	163	72	91	204	132	72
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	807	669	559	110	138	64	74
(4) 一 般 補 助 施 設 等	542	262	262	0	280	115	165
(5) 施 設（一 般 財 源 化 分）	537	0	0	0	537	358	179
5 一 般 単 独 事 業	28,013	7,111	926	6,185	20,902	10,977	9,925
(1) 一 般	2,411	82	0	82	2,329	1,871	458
(2) 地 域 活 性 化	690	86	0	86	604	443	161
(3) 防 災 对 策	871	264	126	138	607	350	257
(4) 地 方 道 路 等	3,221	303	0	303	2,918	2,470	448
(5) 旧 合 併 特 例	5,500	803	0	803	4,697	423	4,274
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	1,881	1,441
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	5,220	2,188	100	2,088	3,032	1,603	1,429
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 对 策	4,000	1,707	700	1,007	2,293	1,226	1,067
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	1,100	0	0	0	1,100	710	390
6 辺 地 及 び 過 疎 对 策 事 業	5,730	5,725	4,979	746	5	0	5
(1) 辺 地 对 策	530	530	514	16	0	0	0
(2) 過 疎 对 策	5,200	5,195	4,465	730	5	0	5
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	0	0	0	345	103	242
8 行 政 改 革 推 進	700	0	0	0	700	419	281
9 調 整	100	0	0	0	100	96	4
計	56,717	21,761	13,999	7,762	34,956	20,917	14,039

## 令和4年度地方債計画資金区分（当初・通常収支分）②

（単位：億円）

項 目	合 計	公 的 資 金			民 間 等 資 金		
		計	財 政 融 資	地方公共 団 体 金融機構	計	市 場 公 募	銀 行 等 引 受
二 公 営 企 業 債							
1 水 道 事 業	5,566	4,631	2,524	2,107	935	818	117
2 工 業 用 水 道 事 業	300	77	0	77	223	12	211
3 交 通 事 業	1,963	543	150	393	1,420	937	483
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	288	74	0	74	214	6	208
5 港 湾 整 備 事 業	689	238	209	29	451	141	310
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	4,193	2,068	755	1,313	2,125	505	1,620
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	379	32	0	32	347	241	106
8 地 域 開 発 事 業	840	0	0	0	840	378	462
9 下 水 道 事 業	12,181	7,840	4,520	3,320	4,341	2,383	1,958
10 観 光 そ の 他 事 業	78	4	0	4	74	23	51
計	26,477	15,507	8,158	7,349	10,970	5,444	5,526
合 計	83,194	37,268	22,157	15,111	45,926	26,361	19,565
三 臨 時 財 政 対 策 債	17,805	6,445	4,095	2,350	11,360	10,173	1,187
四 退 職 手 当 債	800	0	0	0	800	66	734
総 計	101,799	43,713	26,252	17,461	58,086	36,600	21,486

# 地方債の事業別償還期限について（令和4年度）

貸付対象事業		財政融資資金		地方公共団体 金融機構資金		
		固定	利率見直し	固定	利率見直し	
一般 会計債	公共事業等	25	25	25	25	
	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	25	25	-	-	
	公営住宅建設事業	25	25	25	25	
	災害復旧事業	10	10	-	-	
	教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等	25	25	25	25
		社会福祉施設	25	25	25	25
		一般廃棄物処理	20	20	20	20
		一般補助施設等	25	25	-	-
	一般単独事業	防災対策	30	30	30	30
		緊急防災・減災	-	-	30	30
		公共施設等適正管理	30	30	30	30
		緊急自然災害防止対策	30	30	30	30
	辺地及び過疎対策事業	辺地対策	10	30	30	40
		過疎対策	12	30	30	40
公営 企業債	水道事業	40	40	30	40	
	交通事業	40	40	30	40	
	港湾整備事業	40	40	30	40	
	病院介護サービス事業	30	30	30	30	
	下水道事業	40	40	30	40	
臨時財政対策債		-	20	-	30	

(注1) 当該事業のうち、もっとも長い償還期限について記載。

(注2) 辺地・過疎対策事業のうち、償還期限が30年（利率見直し方式）となるのは、診療施設（病院、診療所、職員宿舎）及び下水道施設。

(注3) 機構の臨時財政対策債の償還期限について、市町村（指定都市を除く）は20年。